

日医発第731号（保152）  
平成20年10月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

社会保険庁の再編成に伴う地方厚生（支）局の組織変更および  
全国健康保険協会の設立等に伴う政令、省令、告示、通知等について

社会保険庁の再編成に伴い、平成20年10月より地方厚生（支）局の組織が再編され、現行の特定機能病院の立ち入り検査、薬事監視などの事務の他、これまで社会保険事務局で行われてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務、地方社会保険医療協議会の運営等が新たな事務として移管されることとなりました。

また、国（社会保険庁）により運営されてきた政府管掌健康保険についても、新たに設立された全国健康保険協会が運営する「全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）」に引き継がれることとなりました。

これらの件に関して、下記のような政令、省令、告示および通知が発出されておりますのでご連絡申し上げますとともに、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

記

<添付資料及び改正の主な内容>

1. 「日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」

(平20.9.24 政令第307号)

「日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」

(平20.9.30 厚生労働省令第150号)

「日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」

(平20.9.30 保発第0930003号 厚生労働省保険局長)

「日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行に伴う関係諸通知の取扱いについて」

(平20.9.30 保医発第0930007号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)

## 【改正の主な内容】

平成20年10月以降に予定されている社会保険庁の再編成に伴う事務の移管により、保険医療機関等に対する指導、監査等の事務については、平成20年10月1日以降、地方厚生（支）局が実施することとしていることを踏まえ、厚生労働大臣から地方社会保険事務局長に委任されている保険医療機関等に対する指導、監査等に関する権限を地方厚生（支）局長に移管する等の改正を行うもの。

また、政令第307号では、社会保険医療協議会令の一部改正として、地方社会保険医療協議会の部会、地方社会保険医療協議会の議事の運営等について示されている。

## 2. 「全国健康保険協会の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」

(平 20. 9. 30 厚生労働省令第 149 号)

### 【改正の主な内容】

全国健康保険協会の設立に伴い、①健康保険法施行規則、②厚生年金保険法施行規則、③保険医療機関及び保険医療養担当規則、④保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、⑤指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準、⑥厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等について一部改正を行うもの。

## 3. 「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示」

(平 20. 9. 30 厚生労働省告示第 465 号)

「診療報酬等請求書の取り繕い等について（通知）」

(平 20. 10. 8 本業統業管 001567 基金本部業務・統計部長（社会保険診療報酬支払基金）)

「「保険者番号等の設定について」の一部改正について」

(平 20. 9. 30 保発第 0930002 号 厚生労働省保険局長)

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」

(平 20. 9. 30 保医発第 0930008 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について 新旧対照表」

(日本医師会作成)

### 【改正の主な内容】

#### (1) 診療報酬請求書等の様式の変更等について

平成20年10月1日より、①療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第5条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）様式第一（診療報酬請求書）及び第四（調剤報酬請求書）、②訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第2条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第127号）様式第一（訪問看護療養費請求書）中、「（政）」を「（協会）」に改める。

なお、改正前の様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができる。

具体的な取り繕い方法については、社会保険診療報酬支払基金よりその取扱いが示され、①診療報酬等請求書の取り繕いについては、旧様式については、各区分の「01（政）」を「01（協会）」に訂正することなく読み替えることとし、②診療報酬請求書等の編てつ方法等については、新証分レセプトについては、診療報酬請求書等の各レセプト区分の「01」区分に、新証分（8桁）の上部に旧証分（4桁）をとりまとめて編てつすることとする。

月の途中で旧証から新証に変更され、同一月において旧証及び新証による診療が混在した場合の診療報酬請求については、旧証と新証をそれぞれ分けて請求しても良いし、旧証又は新証のどちらかにまとめて請求しても良いが、当該患者が高額療養費の対象になるかどうか判断の上、適切な対応をとられたい。

(2) 「保険番号等の設定」について

政府管掌健康保険について国とは切り離れた新たな保険者である全国健康保険協会が設立されること、及び保険医療機関の指定等に関する厚生労働大臣の権限が地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に移管されることに伴い改正され、平成20年10月1日より適用される。

(3) 診療報酬請求書等の記載要領等の一部改正について

①「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について、②「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」の一部改正について、③「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」の一部改正についてに関して、全国健康保険協会の設立及び保険医療機関の指定等に関する厚生労働大臣の権限が地方厚生（支）局長に移管されることに伴い改正が行われたものである。（詳細については、日本医師会作成『新旧対照表』等をご参照ください。）

4. 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平20.9.30 厚生労働省告示第468号）  
「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（ 〃 第469号）  
「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（ 〃 第470号）  
「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（ 〃 第471号）  
「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件」（ 〃 第472号）  
「厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（ 〃 第473号）  
「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（ 〃 第474号）  
「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件」（ 〃 第475号）  
「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件」（ 〃 第476号）  
「訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件」（ 〃 第477号）  
「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件」（ 〃 第478号）

「健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（ 〃 第 479 号）

「「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」等の適用等について」

（平 20. 9. 30 保医発第 0930005 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官）

#### 【改正の主な内容】

##### （1） 改正告示の内容

現在、保険医療機関等が地方社会保険事務局に対して行っている診療報酬の施設基準に係る届出、入院時食事療養及び入院時生活療養に係る届出、訪問看護療養費に係る届出等については、平成 20 年 10 月 1 日以降、届出等を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に対して行うものとする。また、当該所在地を管轄する地方厚生（支）局長の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

##### （2） 改正告示に伴う届出等の取扱い

###### ① 平成 20 年 10 月より前に行われた届出等の取扱いについて

改正告示の適用前に地方社会保険事務局長に対してされている届出等については、改正告示適用後は、適用後の関係告示に基づき、地方厚生（支）局長に対してされたものとみなすものとする。

###### ② 平成 20 年 10 月における施設基準等の届出に関する手続き

診療報酬等の算定に必要な保険医療機関等の届出時における要件審査等の業務について、地方社会保険事務局から地方厚生（支）局への移管を円滑なものとするため、「基本診療料の施設基準等の届出」、「特掲診療料の施設基準等の届出」、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出」及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出」については、平成 20 年 10 月 14 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとする。



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（二九八）
- 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（二九九）
- 消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇〇）
- 消防法施行令の一部を改正する政令（三〇一）
- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（三〇二）
- 中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令（三〇三）
- 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部を改正する政令（三〇四）
- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（三〇五）
- 身体障害者補助犬法第七条第一項の公共法人を定める政令の一部を改正する政令（三〇六）
- 日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三〇七）

七

〔省 令〕

- ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三〇八）
- 株式会社日本政策金融公庫の決算報告書等の閲覧期間に関する省令（財務五八）
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同五九）
- 中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六六）

〔告 示〕

- 特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成二十年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（総務五三六）
- 原戸籍の全部及び原戸籍の一部が滅失した件（法務四三〇）
- 除籍の一部が滅失した件（同四三二）
- 戸籍法第百八条第一項の規定による指定に関する件（同四三三、四三三）
- 除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件（同四三四）
- 個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件（財務二七二）
- 道路に関する件（九州地方整備局一一五）

二

〔国会事項〕

〔人事異動〕

農林水産省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

勞 働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示一、愛知同一、愛媛同一）

公 聴 会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（近畿経済産業局）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、国営土地改良事業の工事完了、鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任及び就任、農地の買収前の所有者等への売却通知に代える公告、建設業の許可の取消処分関係

三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係  
特殊法人等  
警察共済組合役員の就・退職関係  
地方公共団体  
公債償還（東京都区）関係  
会社その他

三 四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年九月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百七号

日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第七十一条第四項及び第二三四条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第九条ノ五、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第九条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六六十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。第六十三条第一項ただし書中「第九号、第十三号及び第二十号の権限にあつては厚生労働大臣が」を削り、同項第九号から第二十一号までを次のように改める。九から二十一まで 削除 第六十三条第二項中「から第九号まで」を「第八号」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。第一条第一項ただし書中「第六号、第十二号及び第十七号の権限にあつては厚生労働大臣が」を削り、「社会保険庁長官」を「社会保険庁長官」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 削除 第一条第一項第十二号を次のように改める。十二 削除 第一条第一項第十七号を次のように改める。十七 削除

第一条第二項及び第一条第一項中「第十二号、第十七号」を削る。 第十一条の二第一項第三号中「健康保険法」の下に「大正十一年法律第七十号」を加える。 附則第二条第一項中「第六号」を削る。

（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令の一部改正） 第三条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。 第一条及び第一条の二を削る。 第二条中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改め、同条を第一条とする。 第二条の二中「法第六十九条」を「健康保険法（以下この条及び第八条において「法」という。）第六十九条」に改め、「当該指定の権限及び」を削り、「前三条」を「前条」に改め、同条を第二条とする。 第三条を削る。

第四条中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改め、「以下「名簿」という。」を削り、同条を第三条とする。 第五条中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に、「以下」を「次条において」に改め、同条を第四条とする。 第六条中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改め、同条を第五条とする。 第七条及び第八条を削る。 第九条中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任） 第七条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。 第十条を第八条とする。

（国民健康保険法施行令の一部改正） 第四条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。 目次中「第四十一条」を「第四十条」に改める。 第四十条を削り、第四十一条を第四十条とする。

（社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正） 第五条 社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成十一年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。 第二条を削り、第一条中「以下「法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。 第六条 社会保険診療協議会令（平成十八年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。 第一条第二項中「部会」を「中央協議会の部会」に改め、「又は地方協議会」及び「それぞれ」を削り、同条第七項中「部会」の下に「その部会長が委員であるものに限る。」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中「公益を代表する委員」を「公益委員又は公益臨時委員」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「部会長」を「中央協議会の部会に部会長」に改め、「公益を代表する委員」の下に「次項、第九項及び次条第二項において「公益委員」という。」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 地方協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益委員及び公益臨時委員（臨時委員のうち公益を代表するものをいう。第九項及び次条第二項において同じ。）のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。 第一条第三項中「前項」を「第二項」に、「以下」を「以下この項及び次条第一項において」に改め、「第三項第一号に掲げるもの」の下に「次項及び次条第二項において「支払側委員」という。」を加え、「同項第二号に掲げるもの」を「法第三条第一項第二号に掲げるもの」及び次条第二項において「診療側委員」という。」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第三項の委員及び臨時委員については、支払側委員の数と支払側臨時委員（臨時委員のうち健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表するものをいう。次条第二項において同じ。）の数の合計数及び診療側委員の数と診療側臨時委員（臨時委員のうち医師、歯科医師及び薬剤師を代表するものをいう。同条第二項において同じ。）の数の合計数は、同数とする。 第一条第二項の次に次の一項を加える。 3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経た部会長が指名する。 第二条第一項中「及び地方協議会」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第三項」に、「部会」を「中央協議会の部会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「及び地方協議会」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。 4 地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 第二条第一項の次に次の一項を加える。 2 地方協議会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上で、かつ、支払側関係委員（支払側委員及び議事に関する支払側臨時委員をいう。）、診療側関係委員（診療側委員及び議事に関する診療側臨時委員をいう。）及び公益関係委員（公益委員及び議事に関する公益臨時委員をいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 第二条に次の一項を加える。 6 第二項及び第四項の規定は、地方協議会の部会の議事に準用する。 第四条第二項中「地方社会保険事務局」を「地方厚生局（地方厚生支局を含む）」に改める。（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正） 第七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。 目次中「第三十八条」を削る。 第三十七条を削り、第三十八条を第三十七条とする。

（国民健康保険法施行令の一部改正） 第四条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。 目次中「第四十一条」を「第四十条」に改める。 第四十条を削り、第四十一条を第四十条とする。

（社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正） 第五条 社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成十一年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。 第二条を削り、第一条中「以下「法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。 第六条 社会保険診療協議会令（平成十八年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。 第一条第二項中「部会」を「中央協議会の部会」に改め、「又は地方協議会」及び「それぞれ」を削り、同条第七項中「部会」の下に「その部会長が委員であるものに限る。」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中「公益を代表する委員」を「公益委員又は公益臨時委員」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「部会長」を「中央協議会の部会に部会長」に改め、「公益を代表する委員」の下に「次項、第九項及び次条第二項において「公益委員」という。」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。 7 地方協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益委員及び公益臨時委員（臨時委員のうち公益を代表するものをいう。第九項及び次条第二項において同じ。）のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。 第一条第三項中「前項」を「第二項」に、「以下」を「以下この項及び次条第一項において」に改め、「第三項第一号に掲げるもの」の下に「次項及び次条第二項において「支払側委員」という。」を加え、「同項第二号に掲げるもの」を「法第三条第一項第二号に掲げるもの」及び次条第二項において「診療側委員」という。」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

附則  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「第八條の規定による改正後の」と及び「第一条」を削り、「同條」を「同令本則」に改める。

厚生労働大臣 舛添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年九月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百八号

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成十九年政令第六六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十年九月三十日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 福田 康夫  
外務大臣 高村 正彦

省令

○財務省令第五十八号

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第四十四條第三項に基づき、株式会社日本政策金融公庫の決算報告書等の閲覧期間に関する省令を次のように定める。

平成二十年九月二十四日

財務大臣 伊吹 文明  
株式会社日本政策金融公庫の決算報告書等の閲覧期間に関する省令

株式会社日本政策金融公庫法第四十四條第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

附則

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

○財務省令第五十九号

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十三條の四の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月二十四日

財務大臣 伊吹 文明  
租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則(昭和三十一年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一條の十」を「第三十一條の十一」に改める。

第五章中第三十一條の十を第三十一條の十一とし、第三十一條の九を第三十一條の十とし、第三十一條の八を第三十一條の九とし、第三十一條の七の次に次の一條を加える。

(認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続)

第三十一條の八 法第八十三條の四の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同條の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る不動産を取得した者が同條に規定する旅客鉄道事業者であること、当該不動産が同條

に規定する特定鉄道施設に該当すること及び当該特定鉄道施設が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄道事業の用に供するため法第八十三條の四に規定する鉄道事業再構築実施計画に基づいて取得されたものであること並びに当該鉄道事業再構築実施計画について国土交通大臣の認定を受けた日の記載があるものを添付しなければならない。

附則  
この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十九号)の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。

○経済産業省令第六十六号  
中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百三十三号)の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月二十四日

経済産業大臣 二階 俊博  
中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條(見出しを含む)中「第一条の六第一号」を「第一条の六第十二号」に、「から第十号」を「から第十一号まで」に改める。

第十四條(見出しを含む)中「第一条の六第三号」を「第一条の六第十四号」に改める。

附則  
この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

告示

○総務省告示第五百三十六号  
特別とん讓与税法施行規則(昭和三十一年総務府令第二十一号)第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする)の管轄区域に属する場合における平成二十年度分の特別とん讓与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村この率を次のとおり定める。

平成二十年九月二十四日

総務大臣 増田 寛也

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	〇・九〇〇〇
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	北斗市	〇・一〇〇〇〇
宮城県	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	苫小牧市	〇・九二五七
	仙台塩釜港	横濱税関小樽税関支署石狩出張所	勇払郡厚真町	〇・〇七四三
宮城県	仙台塩釜港	横濱税関仙台塩釜税関支署	小樽市	〇・五五六二
	仙台塩釜港	横濱税関仙台塩釜税関支署	石狩市	〇・四四三八
福島県	相馬港	横濱税関小名浜税関支署相馬出張所	仙台市	〇・八九三八
	相馬港	横濱税関小名浜税関支署相馬出張所	塩竈市	〇・〇五二四
茨城県	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署日立出張所	多賀城市	〇・〇二八八
	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署日立出張所	宮城郡七ヶ浜町	〇・〇二五〇
茨城県	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	宮城郡七ヶ浜町	〇・〇二五〇
	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	宮城郡七ヶ浜町	〇・〇二五〇
茨城県	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	鹿嶋市	〇・〇六九六
	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	相馬郡新地町	〇・九三〇四
茨城県	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	相馬郡新地町	〇・〇六九六
	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	相馬郡新地町	〇・〇六九六
茨城県	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	ひたちなか市	〇・五〇六七
	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	那珂郡東海村	〇・四九三三
茨城県	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	鹿嶋市	〇・〇一〇〇〇
	鹿島港	横濱税関鹿島税関支署	鹿嶋市	〇・〇一〇〇〇

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

- 沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府五七)
- 前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(同五八)

### 〔府令・省令〕

- 沖繩振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務九)
- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・国土交通三)

### 〔省 令〕

- 更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令(法務五六)
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(外務一一)
- 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(同一一)

- 国際協力銀行法第二十六条第一項の実施方針に関する省令を廃止する省令(同一一)
- 国際協力銀行法施行規則及び国際協力銀行の業務方法書の記載事項に関する命令を廃止する省令(外務・財務一)
- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律、株式会社日本政策金融公庫法、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、地方公営企業等金融機構法、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令(財務六一)
- 独立行政法人国際協力機構の財務諸表等の閲覧期間並びに附属明細書及び業務報告書の記載事項に関する省令(同六一)
- 事業運営安定資金事務取扱規則を廃止する等の省令(同六三)
- 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(同六四)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同六五)
- 国民生活金融公庫法施行規則を廃止する省令(財務・厚生労働一一)
- 農林漁業金融公庫法施行規則を廃止する省令(財務・農林水産四)
- 農林漁業金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令(同五)
- 中小企業金融公庫法施行規則等を廃止する省令(財務・経済産業七)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働一四八)
- 全国健康保険協会の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同四九)
- 日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同五〇)

- 株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令(農林水産六〇)
- 種苗法施行規則の一部を改正する省令(同六一)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同六二)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(経済産業六九)
- 中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令(同七〇)
- 国土交通省定員規則の一部を改正する省令(国土交通七九)
- 株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令(同八〇)
- 排水基準を定める省令の一部を改正する省令(環境一一)

### 〔告 示〕

- 沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件(内閣府・財務五)
- 沖繩振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法を定める件(同六)
- 沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件(同七)
- 沖繩振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(同八)
- 独立行政法人通則法の規定に基づき内閣総理大臣及び農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を定める件の一部を改正する件(内閣府・農林水産一)
- 国際協力機構債券の発行に係る基本方針の提出日を定める件(外務・財務一)
- 外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件(財務二八一)
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件(同二八二)
- 各都道府県共同募金会が平成二十年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件(同二八三)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特惠鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特惠鉱工業産品等及び月を告示する件(同二八四)
- 予算決算及び会計令第百条の三第二号に規定する財務大臣の指定する金融機関を指定する件の一部を改正する件(同二八五)
- 株式会社日本政策金融公庫法施行令第二十三条第一項に規定する主務大臣の定める日を定める件(同二八六)
- 株式会社日本政策投資銀行の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件(同二八七)

(以下次のページへ続く)

様式第十号の二(裏面)中「健康保険の被保険者証の封印」を「被保険者管理封印」に、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

様式第十一号(表面)中「健康保険被保険者証の封印」を「被保険者管理封印」に改め、同様式(裏面)中「回復不承認を訴すもの」を「回復不承認の」「減失風を訴すもの」を「減失した」に、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

様式第三十一号中「郵便局」を「郵便局等」に改める。  
(保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正)

第三条 保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「附して」を「付して」に、「管轄地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。

第二十四条の表第十条の項中「管轄地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。  
(保険薬局及び保険薬剤師養護担当規則の一部改正)

第四条 保険薬局及び保険薬剤師養護担当規則(昭和三十一年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「附して」を「付して」に、「管轄地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。

第十一条の表第七条の項中「管轄地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。  
(指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。  
第二十八条第一項中「当該利用者の居住地を管轄する地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。

(厚生年金保険法施行規則等)の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 厚生年金保険法施行規則等)の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「健康保険被保険者証の封印」を「被保険者管理封印」に、「健康保険被保険者証の封印」を「被保険者管理封印」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。  
(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際に、第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の規定によりされている申請、届出その他の行為でこの省令の施行の日においてこれらの行為に係る健康保険事業の事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における改正後の健康保険法施行規則の規定の適用については、改正後の健康保険法施行規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 全国健康保険協会の最初の事業年度の第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二条の八に規定する報告については、同条中「毎月の事業状況を翌末日までに」とあるのは、「各月の事業状況を協会の最初の事業年度の終了後遅滞なく」とする。  
(様式に関する経過措置)

第四条 この省令による改正前のそれぞれの省令の様式(督促状及び健康保険検査証を除く)は、当分の間、この省令による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前のそれぞれの省令の様式による督促状及び健康保険検査証は、当分の間、これを取り替って使用することができる。

○厚生労働省令第五十号

日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の一部の施行及び日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十年政令第三百七号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十年九月三十日 厚生労働大臣 舛添 要一

日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令  
(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七十四条、第七十六条及び第七十九条」を「第七十四条第一項第二号、第七十六条第二項第二号及び第七十九条第二号」に改める。

第五十七條中「第七十四條」を「第七十四條第一項第九号」に改める。  
第七十四條中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請書及び書類の提出は、当該事業所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の分室がある場合においては、当該分室を經由して行うものとする。

第七十六條中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十四條第二項の規定は、前項の申出書の提出について準用する。  
第七十七條中「第七十四條第一号」を「第七十四條第一項第一号」に改める。

第七十八條中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十四條第二項の規定は、前項の届出について準用する。  
第五百五十九條第一項中の「うち協会の従たる事務所及び健康保険組合の指導及び監督に係るもの」を「(協会の主たる事務所の指導及び監督に係るものを除く)」に改め、「第五号」の下に「第五号の三、第六号の三」を加え、同項第五号中「第二項」の下に「これらの規定を法第百四十九条において準用する場合を含む。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

五の二 法第六十三條第三項第一号、第六十四條、第六十九條ただし書、第八十條、第八十一條及び第八十三條の規定による権限

五の三 法第七十三條(法第七十八條第二項、第八十五條第九項、第八十五條の三第五項、第八十六條第四項、第一百零七條第七項及び第百四十九條において準用する場合を含む)及び第七十八條第二項(法第八十五條第九項、第八十五條の三第五項、第八十六條第四項、第一百零七條第七項及び第百四十九條において準用する場合を含む)の規定による権限

第百五十九條第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 法第八十八條第一項の規定による指定の権限並びに法第九十三條及び第九十五條の規定による権限

六の三 法第九十一條及び第九十四條第一項(これらの規定を法第百十一條第三項及び第百四十九條において準用する場合を含む)の規定による権限

様式第二十二号(裏面)中「地方厚生支局長、地方社会保険事務所又は社会保険事務所」を「又は地方厚生支局長、地方厚生支局長、地方社会保険事務所又は社会保険事務所」に改める。

様式第二十三号(裏面)及び様式第二十四号(裏面)中「又は地方社会保険事務所」を「地方厚生支局長又は地方厚生支局長」に改める。  
(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第九十八條ノ五の次に次の一条を加える。  
第九十八條ノ六 法第九條ノ六第一項ノ規定ニ依リ次ニ掲グル厚生労働大臣ノ権限ハ地方厚生局長ニ委任ス但シ厚生労働大臣並該権限ヲ自ら行フコトヲ妨ケズ

一 法第九條ノ三第一項及第二項ノ規定ニ依ル権限  
二 法第二十八條ノ五(法第三十一條ノ二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十八條ノ七第七項、第二十八條ノ八第四項及第二十九條第四項ニ於テ準用スル健康保険法第七十三條及第七十八條第一項ノ規定ニ依ル権限

三 法第二十九條ノ四第十二項及第三十一條ノ三第三項ニ於テ準用スル健康保険法第九十一條及第九十四條第一項ノ規定ニ依ル権限

2 法第九条ノ六第二項ノ規定ニ依リ前項各号ニ掲グル権限ノ内地方厚生支局ノ管轄区域ニ係ルモノハ地方厚生支局長ニ委任又但シ同項第一号ノ権限ニ在リテハ地方厚生支局長自ら権限ヲ行フコトヲ妨ゲズ

様式第十一号(裏面)及び様式第十一号ノ二(裏面)中「管轄地方厚生支局長等」を「管轄地方厚生支局長」に改める。  
様式第十一号ノ三(裏面)及び様式第十二号(裏面)中「管轄地方厚生支局長等」を「管轄地方厚生支局長」に改める。  
様式第十一号ノ四(裏面)及び様式第十二号ノ二(裏面)中「管轄地方厚生支局長等」を「管轄地方厚生支局長」に改める。

第三条 社会保険診療報酬支払基金法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十四条 法第三十条第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限をそれぞれ当該各号に定める地方厚生支局長に委任する。

一 法第十六条第一項に規定する審査委員会に対する法第十八条第一項及び第十九条の規定による権限 当該審査委員会が設けられたる事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長

二 社会保険診療報酬支払基金の従たる事務所又はその出張所の代表者、代理人、使用人その他の従業者に対する法第二十八条第一項及び第二十九条の規定による権限(定款の変更の命令を除く)。当該従たる事務所又はその出張所の所在地を管轄する地方厚生支局長

2 法第三十条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局長の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。

別記様式(裏面)中「又は地方社会保険事務局長」を「地方厚生支局長又は地方厚生支局長」に改める。

(社会保険診療報酬請求審査委員会及び社会保険診療報酬請求特別審査委員会規程の一部改正)

第四条 社会保険診療報酬請求審査委員会及び社会保険診療報酬請求特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生支局長又は地方厚生支局長」に改める。

第五条の二中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生支局長又は地方厚生支局長」に改める。

第六条中「地方厚生支局長又は地方厚生支局長」を「地方厚生支局長」に改める。

第十三条中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生支局長又は地方厚生支局長」に改める。

第十五条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十一年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十一年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第十条」に、「第六条」を「第十三条」を「第十一条」に改める。

第十四条中「管轄地方社会保険事務局長」を「管轄地方厚生支局長等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十五条第五項の規定は、前項の返納について準用する。

第十三条中「第九条」を「第六条」に、「地方社会保険事務局長」を「地方厚生支局長等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十五条第五項の規定は、第一項の申出及び第二項の返納について準用する。

第十一条中「管轄地方社会保険事務局長」を「管轄地方厚生支局長等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十五条第五項の規定は、前項の申請について準用する。

第十一条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録の取消しに係る諮問)

第十九条 保険医又は保険薬剤師の登録の取消しに係る地方社会保険医療協議会への諮問は、登録に関する管轄地方厚生支局長等が行うものとする。

第十条を第十七条とする。

第九條第一項中「管轄地方社会保険事務局長」を「管轄地方厚生支局長等」に、「届出」を「その届出」に改め、「書類」の下に「その届出が第三号に係るものであるときは、登録票」を加え、同項に次の一号を加える。

三 保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師にあつては当該健康保険医療機関又は保険薬局の所在地、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である保険医又は保険薬剤師にあつては当該診療所又は薬局の所在地、その他の保険医又は保険薬剤師にあつてはその者の住所の属する都道府県に変更があつたとき。

第九條第二項中「管轄地方社会保険事務局長」を「管轄地方厚生支局長等」に改め、同条第三項中「保険医登録票又は保険薬剤師登録票(以下登録票という。)」を「登録票」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前条第五項の規定は、第一項及び第二項の届出について準用する。この場合において、第一項の規定による届出(同項第三号に係るものに限る。)については、同条第五項中「健康保険医療機関において健康保険の診療に従事する」とあるのは「変更前に健康保険医療機関において健康保険の診療に従事していた」と、「健康保険の調剤に従事する」とあるのは「変更前に健康保険の調剤に従事していた」と、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である」とあるのは「変更前に法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者であつた」と、「その者の住所」とあるのは「その者の変更前の住所」と読み替へるものとする。

5 登録に関する管轄地方厚生支局長等は、第一項第三号に掲げる事由に係る届出を受理したときは、当該保険医又は保険薬剤師に登録票を書き換えて交付するものとする。

第九條を第十六條とする。

第八條中「第五条」を「第四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録に関する管轄地方厚生支局長等の変更)

第十五條 保険医又は保険薬剤師は、登録に関する管轄地方厚生支局長等に変更を生ずるに至つたときは、十日以内に、保険医登録票又は保険薬剤師登録票(以下「登録票」という。)を添えて、その旨及びその年月日を変更前の登録に関する管轄地方厚生支局長等に届け出なければならない。

2 変更後の登録に関する管轄地方厚生支局長等は、前項の届出に基づき名簿に当該保険医又は保険薬剤師に関する事項を記載しなければならない。

3 変更前の登録に関する管轄地方厚生支局長等は、前項の記載が行われたときは、当該保険医又は保険薬剤師に関する名簿の記載を削除しなければならない。

4 変更後の登録に関する管轄地方厚生支局長等は、第二項の規定により名簿に記載したときは、当該保険医又は保険薬剤師に登録票を書き換えて交付するものとする。

5 第一項の規定による届出は、健康保険の診療に従事する保険医又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師にあつては当該健康保険医療機関又は保険薬局の所在地、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である保険医又は保険薬剤師にあつては当該診療所又は薬局の所在地を、その他の保険医又は保険薬剤師にあつてはその者の住所を管轄する地方厚生支局長等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第七條中「第四条第四号」を「第三条第四号」に改め、同条第二号中「管轄地方社会保険事務局長」を「登録に関する管轄地方厚生支局長等」に改め、同条を第十三條とする。

第六条中「令第三条の規定による登録に関する管轄地方社会保険事務局長（以下「登録に関する管轄地方社会保険事務局長」という。）を「登録に関する管轄地方厚生局長等」に、「第六十三条第一項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に、「第一条第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による登録申請書の提出は、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師にあつては当該健康保険療養所又は健康保険の所在地を、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師にあつては当該診療所又は薬局の所在地を、その他の医師若しくは歯科医師又は薬剤師にあつてはその者の住所を管轄する地方厚生局長等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第二章中第六條を第十二條とし、同条の前に次の一條を加える。

第十一條 健康保険法施行規則第五百九条第一項第五号の二及び同条第二項の規定により地方厚生局長等に委任された法第六十四条の規定による保険医又は保険薬剤師の登録の権限は、健康保険療養所において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は健康保険の調剤に従事する薬剤師については当該健康保険療養所又は健康保険の所在地を管轄する地方厚生局長等、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師については当該診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等、その他の医師若しくは歯科医師又は薬剤師についてはその者の住所を管轄する地方厚生局長等（以下「登録に関する管轄地方厚生局長等」という。）が行うものとする。

2 医師若しくは歯科医師が同時に二以上の健康保険療養所において健康保険の診療に従事し、又は薬剤師が同時に二以上の健康保険療養所において健康保険の調剤に従事している場合であつて、前項の規定によりその者の登録の権限を行う地方厚生局長等が二以上あるときは、その権限は、主として当該診療所又は健康保険療養所又は健康保険療養所の所在地を管轄する地方厚生局長等が行うものとする。

第五條中「管轄地方社会保険事務局長」を「管轄地方厚生局長等」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 第八條第三項の規定は、前項の申出について準用する。  
第五條を第十條とし、第四條を第九條とする。

第三條第一項中「管轄地方社会保険事務局長」を「管轄地方厚生局長等」に改め、同項第三号中「第一條」を「第三條第一項」に改め、同条第二項中「管轄地方社会保険事務局長」を「管轄地方厚生局長等」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 前二項の規定による届出は、当該健康保険療養所又は健康保険療養所の所在地を管轄する地方厚生局長等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第三條第三項の規定は、前項の指定変更申請書及び書類の提出について準用する。  
2 第三條第二項の規定は、前項の指定変更申請書及び書類の提出について準用する。  
第一條の二中「第二條」を「第一條」に、「地方社会保険事務局」を「地方厚生局等」に改め、同条を第五條とする。

第一條中「健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）を「法」に、「健康保険療養所及び健康保険療養所の指定並びに健康保険の診療及び健康保険の調剤の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号。以下「令」という。）第一條の規定による指定に関する管轄地方社会保険事務局長（以下「指定に関する管轄地方社会保険事務局長」という。）を「指定に関する管轄地方厚生局長等」に改め、同条第一号中「登録票」を「許可証」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項の規定による指定申請書及び書類の提出は、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局（以下「地方厚生局等」という。）の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第一條を第三條とし、同条の次に次の一條を加える。

（指定に係る諮問）

第四條 健康保険療養所若しくは健康保険療養所の指定又はその指定の取消しに係る地方社会保険療養協議会への諮問は、当該病院若しくは診療所若しくは薬局又は当該健康保険療養所若しくは健康保険療養所の所在地を管轄する地方厚生局長等が行うものとする。

第一條及び第二條として次の二條を加える。

（権限の委任）

第一條 健康保険療養所及び健康保険療養所の指定並びに健康保険の診療及び健康保険の調剤に関する政令（以下「令」という。）第七條第一項の規定により、令第一條（令第二條において準用する場合を含む。）及び第三條から第六條までに規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。  
2 令第七條第二項の規定により、前項に規定する地方厚生局長の権限は、地方厚生支局長に委任する。

（指定に関する管轄地方厚生局長等）

第二條 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五百九条第一項第五号の二及び同条第二項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に委任された健康保険法（以下「法」という。）第六十三條第三項第一号の規定による健康保険療養所又は健康保険療養所の指定の権限は、当該病院若しくは診療所又は健康保険療養所の所在地を管轄する地方厚生局長等（以下「指定に関する管轄地方厚生局長等」という。）が行うものとする。

様式第一号（表面）、様式第二号の二（表面）、様式第二号（表面）、様式第三号及び様式第四号中「（表）」を「（表）」に改める。

（健康保険療養所及び健康保険療養所に関する規則の一部改正）

第六條 健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二條の三中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長若しくは地方厚生支局長」に改める。

第十一條の三中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長又は地方厚生支局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による報告は、当該健康保険療養所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

（健康保険療養所及び健康保険療養所に関する規則の一部改正）

第七條 健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二條の二中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長若しくは地方厚生支局長」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第八條 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。  
第五條の八第一項中「第一條の三」を「第一條」に改め、同条第二項中「第一條の四」を「第一條の二」に改める。

第十三條第一項中「前条各号」を「第十二條各号」に改める。

第二十條中「第十三條第一項」を「第十三條」に、「第一條の三」を「第一條」に、「第一條の四」を「第一條の二」に改める。

第二十六條の六の三中「適用に関しては」の下に、「同条第一号中「令第四十三條第一項第一号ハの規定の適用を受ける者」とあるのは、「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の三第一項第三号イ及びロの区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者のすべてについて同号イ又はロに該当するものと保険者が認められた被保険者」とを加え、「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の四」を「国民健康保険法施行令第二十九條の四」に改める。

第二十七条の十四の二第二項及び第五項中「第一条の三」を「第一条」に改める。  
 第二十八条第九項中「第一条の四」を「第一条の二」に改める。  
 第三十二条の三中「第一条の三」を「第一条」に改める。  
 第三十二条の九の二の見出し中「第二十九条の七第三項」を「第二十九条の七第三項」に、「第七号」を「第六号」に改め、同条第一項中「第二十九条の七第二項」を「第二十九条の七第三項」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改める。  
 第四十四条の三第一項中「第九十九条の二第一項」に、「法第六百六条第一項及び第八十条に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。  
 一 法第四十一条第一項（法第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第三項）において準用する場合を含む。（）及び第二項（法第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第二項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第三項）において準用する場合を含む。（）の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。  
 二 法第四十五条の二第一項（法第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項）において準用する場合を含む。（）の規定による権限（法第四十五条第三項の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。）  
 三 法第五十四条の二の二（法第五十四条の三第二項）において準用する場合を含む。（）の規定による権限  
 四 法第五十四条の二の三第一項（法第五十四条の三第二項）において準用する場合を含む。（）の規定による権限  
 五 法第六百六条第一項及び第八十条の規定による権限  
 六 法第六百六条第二項の規定による権限（法第四十五条第三項の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。）  
 第四十四条の三第二項中「第九十九条の二第二項」を「第九十九条の二第二項」に、「前項各号」に改め、同項に次のただし書を加える。  
 ただし、同項第六号の権限については、地方厚生局長が自ら権限を行うことを妨げない。  
 第四十四条の三を第四十四条の二とする。  
 様式第一号の五の次に次の様式を加える。  
**様式第一号の五の二（第十二条の二関係）**

	特定同一世帯所屬者証明書 発行年月日 年 月 日発行		
世帯主	氏名	生年月日	昭和 年 月 日
世帯主	氏名	生年月日	昭和 年 月 日
特定同一世帯所屬者	氏名	生年月日	昭和 年 月 日
	男・女		男・女

備考 1. この連絡票は、転出する世帯主に対して、同一の世帯に属していた特定同一世帯所屬者1人ごとに作成すること。  
 2. この用紙は、A列4番とすること。  
 3. 必要があるときは、各種の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。  
 様式第一号の七（表面）中「被保険者名」を「被保険者」に、「同様式（裏面）中「減額認定証」を「特定疾病療養受給証」に改める。  
 様式第三の二（裏面）中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長、地方厚生支局長」に改め、様式第三の二（裏面）中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長、地方厚生支局長」に改め、「首長又は」を削ぐ。  
 様式第六（裏面）中「厚生労働大臣又は都道府県知事印」を「厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印」に改める。  
**第九条** 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。  
 第九十九条第一項中「法第十条及び第百三十四条第一項に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。  
 一 法第十条の規定による権限  
 二 法第六十一条第二項の規定による権限（法第七十条第二項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項）において準用する場合を含む。）、次号及び第四号において同じ。（）の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。  
 三 法第七十六条第六項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項）において準用する場合を含む。（）及び第二項（法第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項）において準用する場合を含む。（）の規定による権限（法第七十条第二項の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。）  
 四 法第七十二条第一項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項）において準用する場合を含む。（）の規定による権限（法第七十条第二項の規定により定められた別段の定めに係るものを除く。）  
 五 法第八十条（法第八十二条第二項）において準用する場合を含む。（）の規定による権限  
 六 法第八十一条第一項（法第八十二条第二項）において準用する場合を含む。（）の規定による権限  
 七 法第百三十四条第一項の規定による権限

世帯主	特定同一世帯所屬者に該当した年月日	平成 年 月 日	
保険者	保険者番号並びに保険者の名称及び印	<input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>	注意事項 1. 転出する前に国民健康保険の世帯主であった者が、転入した市町村においても引き続き国民健康保険の世帯主となる場合には、必ずこの連絡票を提出してください。 2. この連絡票を破り、よごし、又は失ったときは、ただちにこの連絡票を発行した市町村に再発行を申請してください。 3. この連絡票を破り、又はよごした場合には、その連絡票を添えて申請してください。



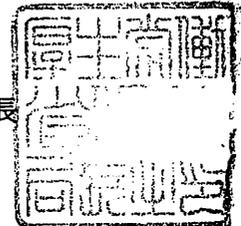


保発第0930003号  
平成20年9月30日

地方厚生（支）局長  
地方社会保険事務局長  
都道府県知事

） 殿

厚生労働省保険局長



日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に  
関する政令等の施行について

日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年政令第307号。以下「改正政令」という。）が平成20年9月24日に、また、日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成20年厚生労働省令第150号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、いずれも平成20年10月1日から施行されるところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨及び主な内容

平成20年10月以降に予定されている社会保険庁の再編成に伴う事務の移管により、保険医療機関等に対する指導、監査等の事務については、平成20年10月1日以降、地方厚生（支）局が実施することとしていることを踏まえ、厚生労働大臣から地方社会保険事務局長に委任されている保険医療機関等に対する指導、監査等に関する権限を地方厚生（支）局長に移管する等の改正を行うものである。

## 第2 改正の具体的内容

- 1 健康保険法施行令、船員保険法施行令、国民健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正（改正政令第1条、第2条、第4条及び第7条関係）

現在、厚生労働大臣から地方社会保険事務局長に委任している権限のうち、保険医療機関等の指導及び監査並びに保険医療機関等の指定等に関するものに係る委任を終了すること。

- 2 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

- (1) 指定訪問看護事業者の指定関係（第74条、第76条及び第78条関係）

指定訪問看護事業者の指定の申請又は指定訪問看護事業者の事業の廃止、休止若しくは再開の届出に係る関係書類の提出先を地方厚生（支）局長とすること。また、提出の際、事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局の分室がある場合には、当該分室を経由して提出するものとする。

- (2) 厚生労働大臣から地方厚生（支）局長への権限の委任関係（第159条関係）

保険医療機関等の指導及び監査、保険医療機関等の指定等に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任すること。また、地方厚生（支）局長に委任することに伴い、施行規則に定められている検査証の様式について、所要の改正を行うこと。

- 3 船員保険法施行規則、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正（改正省令第2条、第8条及び第9条関係）

保険医療機関等の指導及び監査等に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任すること。また、地方厚生（支）局長に委任することに伴い、各施行規則に定められている検査証の様式について、所要の改正を行うこと。

- 4 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正（改正政令第3条及び改正省令第5条関係）

- (1) 保険医療機関等の指定に関する公示、保険医名簿等の管理、登録票の交付、保険医等の登録に関する公示に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任すること。

- (2) 指定に関する地方厚生（支）局長の管轄を病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生（支）局長とすること。

- (3) 登録に関する地方厚生（支）局長の管轄を、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師については当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生（支）局長、健康保険法第69条に規定する診療所又は薬局の開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師については当該診療所又は薬局の所在地を管轄

する地方厚生（支）局長、その他の医師若しくは歯科医師又は薬剤師についてはその者の住所地を管轄する地方厚生（支）局長とすること。

- (4) 保険医等が従事する保険医療機関等又はその者の住所地に関して、都道府県に変更があったときには、速やかに、管轄の地方厚生（支）局長に届け出るものとする。
- (5) 指定の申請等の手続について、手続を行う者に関する施設等の所在地を管轄する地方厚生（支）局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

5 社会保険診療報酬支払基金法施行令及び社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部改正（改正政令第5条及び改正省令第3条関係）

現在、厚生労働大臣から地方社会保険事務局長に委任している社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）の従たる事務所の行う業務の監督に関する権限について、地方社会保険事務局長への委任を終了し、地方厚生（支）局長に委任すること。また、地方厚生（支）局長に委任することに伴い、施行規則に定められている検査証の様式について、所要の改正を行うこと。

なお、基金の従たる事務所の行う業務の監督に関する具体的な事務取扱いについては、追って通知すること。

6 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正（改正省令第4条関係）

指定訪問看護事業者又は指定医療機関に関する診療内容又は診療報酬請求の著しい不正又は不当の事実を発見したときの通報先を、その所在する区域を管轄する地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に変更すること。

7 社会保険医療協議会令の一部改正（改正政令第6条関係）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）附則第27条による改正後の社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）において、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）の設置を地方社会保険事務局から地方厚生（支）局に変更したこと及び地方協議会に臨時委員を置くことができることとしたことに伴い、所要の改正を行うこと。

なお、地方協議会の運営に関する具体的な事務取扱いについては、追って通知すること。

8 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正（改正省令第6条関係）

保険医療機関が実施する厚生労働大臣が定める療養の給付の担当に関する事項の定期的な報告について、報告先を地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に改めることとする。また、報告の際、保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局の分室がある場合には、当該分室を経由して報告するものとする。

9 健康保険法施行規則等の一部改正に伴う経過措置（改正省令附則第2条関係）

改正省令の施行前に地方社会保険事務局長が行った保険医療機関の指導及び監査並びに保険医療機関等の指定等に関する処分等については、施行後は、施行後の関係法令に基づき、地方厚生（支）局長が行ったものとみなすものとする。また、改正省令の施行前に地方社会保険事務局長に対してされている保険医療機関等の指定等に関する申請等は、施行後は、施行後の関係法令に基づき、地方厚生（支）局長に対してされたものとみなすものとする。



保医発第0930007号  
平成20年9月30日

地方厚生（支）局長  
地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の  
施行に伴う関係諸通知の取扱いについて

日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年政令第307号）が平成20年9月24日に、また、日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成20年厚生労働省令第150号）及び診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第468号）等が本日公布され、それぞれ平成20年10月1日から施行又は適用されることにより、従来社会保険事務局長が行っていた保険医療機関等に対する指導・監督、保険医療機関等の指定、保険医等の登録、保険医療機関等の診療報酬算定に必要な届出の受理等の事務については、地方厚生（支）局長に移管されることとなる。

これらの改正に伴い、従来地方社会保険事務局長あてに発出してきた当課関係の通知等（保険局長、当職及び医療指導監査室長が発出した通知及び事務連絡をいう。）のうちこれら移管される事務に関するもの（以下「通知等」という。）については、今後、地方厚生（支）局長あてに発出したものとみなし、通知等の関係規定中「地方社会保険事務局長」又は「社会保険事務局長」とあるのは「地方厚生（支）局長」と、「地方社会保険事務局」又は「社会保険事務局」とあるのは「地方厚生（支）局」と読み替えるものとするので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府五七)
- 前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(同五八)

### 〔府令・省令〕

- 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務九)
- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・国土交通三)

### 〔省 令〕

- 更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令(法務五六)
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(外務一)
- 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(同二)

- 国際協力銀行法第二十六条第一項の実施方針に関する省令を廃止する省令(同二三)
- 国際協力銀行法施行規則及び国際協力銀行の業務方法書の記載事項に関する命令を廃止する省令(外務・財務一)

### 〔外務・財務一〕

- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律、株式会社日本政策金融公庫法、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、地方公営企業等金融機構法、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令(財務六一)
- 独立行政法人国際協力機構の財務諸表等の閲覧期間並びに附属明細書及び業務報告書の記載事項に関する省令(同六二)
- 事業運営安定資金事務取扱規則を廃止する等の省令(同六三)
- 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(同六四)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同六五)
- 国民生活金融公庫法施行規則を廃止する省令(財務・厚生労働二)
- 農林漁業金融公庫法施行規則を廃止する省令(財務・農林水産四)
- 農林漁業金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令(同五)
- 中小企業金融公庫法施行規則等を廃止する省令(財務・経済産業七)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働一四八)
- 全国健康保険協会の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同四九)
- 日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同五〇)

- 株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令(農林水産六〇)
- 種苗法施行規則の一部を改正する省令(同六一)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同六二)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(経済産業六九)
- 中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令(同七〇)
- 国土交通省定員規則の一部を改正する省令(国土交通七九)
- 株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令(同八〇)
- 排水基準を定める省令の一部を改正する省令(環境一一)

### 〔告 示〕

- 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件(内閣府・財務五)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法を定める件(同六)
- 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件(同七)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(同八)
- 独立行政法人通則法の規定に基づき内閣総理大臣及び農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を定める件の一部を改正する件(内閣府・農林水産一)

- 国際協力機構債券の発行に係る基本方針の提出日を定める件(外務・財務一)
- 外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件(財務二八二)
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件(同二八二)
- 各都道府県共同募金会が平成二十年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件(同二八三)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵工業産品等及び月を告示する件(同二八四)
- 予算決算及び会計令第百条の三第二号に規定する財務大臣の指定する金融機関を指定する件の一部を改正する件(同二八五)
- 株式会社日本政策金融公庫法施行令第二十三条第一項に規定する主務大臣の定める日を定める件(同二八六)
- 株式会社日本政策投資銀行の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件(同二八七)

六

五

四

四

三

三

三

二

九

六

四

四

四

四

四

四

四

三

三

(以下次のページへ続く)

五

四

第三分室	熊本市	熊本県
第四分室	大分市	大分県
第五分室	宮崎市	宮崎県
第六分室	鹿児島市	鹿児島県
第七分室	那覇市	沖縄県

別表第三の三 四国厚生支局の分室(第七百五十一条の二関係)

名称	位置	管轄区域
第一分室	徳島市	徳島県
第二分室	松山市	愛媛県
第三分室	高知市	高知県

別表第五熊本の款熊本(上益城)の項管轄区域の欄中「熊本市」の下に「宇城公共職業安定所の管轄区域を除く。」を加え、同款宇城の項管轄区域の欄中「宇土市」を「熊本市のうち富合町、宇土市」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、平成二十年十月六日から施行する。

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第三号中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

(不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正)

第三条 不動産登記の嘱託職員を指定する省令(平成十二年労働省令第五号)の一部を次のように改正する。

「国立身体障害者リハビリテーションセンター総長」を「国立障害者リハビリテーションセンター総長」に改める。  
(厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部改正)

第四条 厚生労働省関係研究交流促進法施行規則(平成十二年労働省令第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立高度専門医療センターの項中「国立がんセンター研究所」の下に「並びに中央病院臨床試験・治療開発部」を加え、「及び病院エイズ治療・研究開発センター」を「並びに戸山病院エイズ治療・研究開発センター及び国府台病院肝炎・免疫研究センター」に改め、国立成育医療センター研究所の下に「及び病院臨床研究開発部」を加え、同表中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

第二条の表中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

○厚生労働省令第四百十九号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部の施行及び全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十年政令第二百八十三号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、全国健康保険協会の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。  
平成二十年九月三十日 厚生労働大臣 舛添 要一

全国健康保険協会の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の五」を「第二条の八」に、「第三百三十五条―第三百五十二条」を「第三百三十四条の二―第三百五十二条の三」に改める。

第一条を次のように改める。

(選択)

第一条 被保険者(日雇特別被保険者を除く。以下同じ)は、同時に二以上の事業所又は事務所(第七十四条、第七十六条及び第七十九条を除き、以下「事業所」という。)に使用される場合において、被保険者が二以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する被保険者を選択しなければならない。

2 前項の場合において、被保険者が健康保険法施行令(大正十五年勅令第三四十二号。以下「令」という。)第六十四条第二項の規定に該当するときは、その被保険者に関する令第六十三条第一項各号の権限を行う地方社会保険事務局若しくは社会保険事務所長(以下「社会保険事務所長等」という。)を選択しなければならない。

第二条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「その選択しようとする社会保険事務所長等又は」を「全国健康保険協会(以下「協会」という。)を選択しようとするときは社会保険事務所長等に、健康保険組合を選択しようとするときは」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号(健康保険組合が管掌する健康保険にあつては、被保険者証の記号及び番号)

第二条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、前条第二項の選択について準用する。この場合において、第一項中「全国健康保険協会(以下「協会」という。)を選択しようとするときは社会保険事務所長等に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合」とあるのは「その選択しようとする社会保険事務所長等」と読み替えるものとする。

第二条の四第一項中「全国健康保険協会(以下「協会」という。)」を「協会」に改める。

第一章第一節の二中第二条の五の次に次の三条を加える。  
(協会に対する情報の提供)

第二条の六 法第五十一条の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十条、第三十一条及び第三十五条に規定する適用事業所の事業主に係る届出又は申請に関する事項
- 二 第二十四条第一項、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十一条第一項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第四十八条第一項に規定する被保険者証の訂正に関する事項
- 三 第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二及び第三十八条の二に規定する被保険者の報酬月額に係る届出又は申出に関する事項
- 四 第四十四条第一項に規定する日雇特別被保険者手帳の交付の申請並びに第四十八条第一項及び第二項に規定する日雇特別被保険者手帳の返納に関する事項

五 法第百八条第二項から第四項までの規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要な年金給付等の支給状況に関する事項  
六 前各号に掲げる事項のほか、社会保険庁長官が保有する情報であつて、協会の業務の実施に必要なものに関する事項

(診療報酬の契約に関する認可の申請)

第二條の七 協会が行う法第七十六条第三項（法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項及び第百十条第七項において準用する場合を含む。第十条及び第百五十九条第一項第六号において同じ。）の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 一 契約の相手方の名称及び所在地並びに開設者の氏名及び住所
- 二 契約の内容
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 前項の認可の申請書には、契約の相手方の同意書を添付しなければならない。

(事業状況の報告)

第二條の八 協会は、別に厚生労働大臣が定めるところにより、毎月の事業状況を翌月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第九條第四号中「政府」を「協会」に改める。

第十條を次のように改める。

(診療報酬の契約に関する認可の申請)

第十條 第二條の七の規定は、健康保険組合が行う法第七十六条第三項の規定による認可の申請について準用する。この場合において、第二條の七第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「健康保険組合の名称及び住所並びに次に掲げる事項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「当該健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等」と読み替えるものとする。

第十四條中「管轄地方厚生局長等」の下に「当該健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等をいう。以下同じ。」を加える。

第二十條第一項中「政府」を「協会」に改める。

第二十四條第一項中「第三十六条」の下に、「第三十六条の二」を加え、「政府」を「協会」に改め、「住所」を削り、同条第三項中「保険者が」を「社会保険事務所長等又は健康保険組合」に改める。

第二十五條第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二及び第二十八條中「政府」を「協会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の届出)

第二十八條の二 協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主は、第三十六条の二の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号

二 被保険者の氏名、生年月日及び住所

三 変更前の被保険者の住所

四 住所の変更年月日

五 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

2 第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條中「政府」を「協会」に改める。

第三十二條第一項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあつては、被保険者証の記号及び番号。以下同じ。）

第三十二條第二項中「前項の例により、」を「五日以内に、前項各号に掲げる事項を被保険者に」に改める。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の届出)

第三十六條の二 協会が管掌する健康保険の被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。

第三十七條第二項中「政府」を「協会」に改める。

第三十八條第三項中「事業主を経由することを要しない」を「前二項中「事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは、「被保険者」とする」に改める。

第三十八條の二中「政府」を「協会」に改め、同条第一号中「被保険者証の記号及び番号」を「事業所整理記号及び被保険者整理番号」に改める。

第四十條第一項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号

第四十條第二項中「事業主を経由することを要しない」を「同項中「事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは、「被保険者」とする」に改める。

第四十一條第一項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号

第四十二條中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四十三條を次のように改める。

(任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の届出)

第四十三條 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名並びに生年月日を記載した届書を被保険者に提出しなければならない。

一 適用事業所に使用されるに至ったとき。

二 船員保険の被保険者となつたとき。

三 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第五十條第二号の規定による認定を受けたとき。

第四十三條の二を削る。

第四十四條及び第四十五條中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改める。

第四十六條（見出しを含む。）中「被保険者証の記号及び番号」を「事業所整理記号及び被保険者整理番号」に改める。

第四十七條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「社会保険事務所長等又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

協会は、社会保険事務所長等から、法第三十九條第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った又は事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨の情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

第四十八條第一項中「変更」の下に「協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。」を加え、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。

第四十八條第二項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に、「訂正して、を」訂正し、事業主を經由してに改め、同条第三項中「を」を除き、事業主を經由して行うものとする」を「は、事業主及び社会保険事務所長等を經由することを要しない」に改める。

第四十九條第一項、第三項及び第四項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第五十条の見出しを「(被保険者証の検認又は更新等)」に改め、同条第一項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に、「又は更新」を「若しくは更新又は被扶養者に係る確認」に改め、同条第二項中「又は更新」を「若しくは更新又は被扶養者に係る確認」に改め、「被保険者証」の下に「又は被扶養者に係る確認に必要な書類」を加え、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条第三項中「被保険者証」の下に「又は被扶養者に係る確認に必要な書類」を加え、同条第四項中「又は更新」を「若しくは更新又は被扶養者に係る確認」に改め、「被保険者証」の下に「又は被扶養者に係る確認に必要な書類」を加え、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条第五項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(被保険者資格証明書)  
 第五十条の二 社会保険事務所長等は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、この省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めるときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

2 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、前項に規定する間、この省令に規定する被保険者証の提出に代えて、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。

3 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を事業主を經由して社会保険事務所長等に返納しなければならぬ。

第五十一条第一項前段中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合(被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。)において、協会に返納するときは社会保険事務所長等を經由して行うものとする。

第五十一条第四項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行った者において被保険者証を返納しなければならない。

第五十一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、被保険者が任意継続被保険者であるときは、当該被保険者は、五日以内に、これを保険者に返納しなければならない。

第五十二条第一項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条第二項前段中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同項ただし書を次のように改める。

この場合(被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。)において、協会の管掌する健康保険の被保険者が第一号から第三号までのいずれかに該当したときは、社会保険事務所長等を經由して行うものとする。

第五十二条第三項中「第四十七條第二項及び第三項」を「第四十七條第三項及び第四項」に、「第五十一条第二項から第四項まで」を「前条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、被保険者が任意継続被保険者であるときは、当該被保険者は、五日以内に、これを保険者に返納しなければならない。

第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条の四第二項、第六十五条、第六十六条第一項及び第八十二条第一項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第八十三条第一項、第二項及び第四項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条第五項中「被保険者証を社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「特別療養証明書に改め、同条第六項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第八十四条第一項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第八十五条第一項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条第二項中「被保険者証及び」を削る。

第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条、第九十六条第一項及び第九十七条第一項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第九十九条第一項、第四項、第五項及び第八項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条第九項中「第四十七條第二項及び第三項」を「第四十七條第三項及び第四項」に、「第五十一条第二項から第四項まで」を「第五十一条第三項から第五項まで」に改める。

第一百零一条第一項から第三項までの規定中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条第四項中「第四十七條第二項及び第三項」を「第四十七條第三項及び第四項」に、「第五十一条第二項から第四項まで」を「第五十一条第三項から第五項まで」に改める。

第一百零五条第一項から第三項までの規定中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改め、同条第六項中「第四十七條第二項及び第三項」を「第四十七條第三項及び第四項」に、「第五十一条第二項から第四項まで」を「第五十一条第三項から第五項まで」に改める。

第一百零九條第一項、第一百零九條の十第一項、第二項及び第四項並びに第一百零九條の十一中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第一百一十一条の見出しを「(保険給付に関する手続の特例)」に改め、同条中「健康保険組合」を「協会」に改め、「手続について」の下に、「厚生労働大臣の承認を得て」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、「手続について、厚生労働大臣の承認を得て」とあるのは、「手続について」と読み替えるものとする。

第一百十二条中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第一百十五条を次のように改める。

第一百十五条を次のように改める。

(日雇特別被保険者手帳の様式)

第一百十五条 介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者以外の日雇特別被保険者及び介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者に交付する日雇特別被保険者手帳の様式は、それぞれ様式第十五号及び様式第十五号の二による。

第一百十六条第三項中「様式第十五号」を「様式第四十一條第一項」と、第二項中「様式第十五号」とあるのは「様式第十五号の二」に改める。

第一百七條中「所在地」の下に「又は被扶養者の氏名に変更(協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」を加え、「若しくは居所」と、第四十八條第一項及び第二項並びに「を」又は居所に変更」と、「保険者に提出しなければならない」とあるのは「協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を經由して行うものとする」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長」と、「訂正し、事業主を經由して」とあるのは「訂正して」と、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第一百八條第二項中「受けた者は」を「受けるべき者は、その申請の際」に改める。

この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を經由して行うものとする」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長」と、「訂正し、事業主を經由して」とあるのは「訂正して」と、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第一百八條第二項中「受けた者は」を「受けるべき者は、その申請の際」に改める。

この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を經由して行うものとする」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長」と、「訂正し、事業主を經由して」とあるのは「訂正して」と、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第一百八條第二項中「受けた者は」を「受けるべき者は、その申請の際」に改める。

第百十九條第一項中「発行」を「交付」に、「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は令第六十一條第二項の規定に基づき協会が日雇特別被保険者に係る事務を委託した市町村(以下「委託市町村」という。）」に改め、同條第二項中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改める。

第百二十條第一項中「同時に、日雇特別被保険者手帳の交付を受けた後に被扶養者を有するに至ったときはそのときから五日以内に、」を「社会保険事務所長等を経由して協会に、又は委託市町村に」に改め、「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を削り、同條第二項中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 日雇特別被保険者は、日雇特別被保険者手帳の交付を受けた後に被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、被扶養者届を協会又は委託市町村に提出しなければならない。

第百二十一條中「(第五項を除く。）」を「(第三項を除く。）」の規定に、「(第五項を除く。）」を「(第五項を除く。）」の規定に改め、「又は被扶養者の氏名に変更」の下に「協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」を加え、「第四十八條第一項及び第二項並びに」を「(保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。）」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同條第二項中「(保険者)」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して」と、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「(保険者)」とあるのは「協会又は委託市町村」に改める。

第百二十二條第一項中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改め、同條第二項中「受けた者は」を「受けるべき者は、その申請の際に、」社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改める。

第百二十三條中「指定地域」及び「指定市町村長」を「委託市町村」に改める。

第百二十八條第一項中「指定地域」を「委託市町村」に、「第百四十五條第八項」を「第百四十五條第七項」に、「指定市町村長」を「委託市町村」に改める。

第百三十條中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改める。

第百三十二條中「又は被扶養者の氏名に変更」の下に「協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」を加え、「第四十八條第一項及び第二項並びに」を「(保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。）」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同條第二項中「(保険者)」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して」と、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「(保険者)」とあるのは「協会又は委託市町村」に改める。

第百三十三條第一項中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改める。

第百三十四條第一項中「第八十九條」を「第八十九條第一項」に、「並びに第百十二條」を「及び第百十二條」に、「第八十四條第一項第十号及び第八十五條第一項第四号」を「第八十四條第一項第九号及び第八十五條第一項第三号」に改め、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは「社会保険事務所長等」とを削り、同項の表第三十二條第一項の項を次のように改める。

第三十二條第一項	事業主は、被保険者 社会保険事務所長等又は健康保険組合	日雇特別被保険者(日雇特別被保険者であつた者を含む。)は、その者 協会
----------	--------------------------------	--

第百三十四條第一項の表第五十四條の項を次のように改める。

第五十四條	法第六十三條第三項各号 保険医療機関等 被保険者証の 被保険者証を(被保険者が法第七十四條第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)	法第六十三條第三項第一号又は第二号 法第六十三條第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所 受給資格者票又は特別療養費受給票の 受給資格者票又は特別療養費受給票
-------	--	--

第百三十四條第一項の表第五十四條の項に次の一項を加える。

第五十七條	第五十三條第一項	法第百三十條
-------	----------	--------

第百三十四條第一項の表第六十二條の項に次の一項を加える。

第六十二條の二	第五十三條第一項	法第百三十條の二
---------	----------	----------

第百三十四條第一項の表第七十條の項中「被保険者証」を「被保険者証を(被保険者が法第七十四條第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)」に、「特別療養費受給票」を「特別療養費受給票を」に改め、同表第七十一條の項を次のように改める。

第七十一條	前条 訪問看護療養費	法第百三十三條 訪問看護療養費、家族訪問看護療養費又は特別療養費
-------	---------------	-------------------------------------

第百三十四條第一項の表第九十八條の項中「第九十八條第十号」を「第九十八條第十一号」に改め、同表第百三十三條の二第一項の項に次の一項を加える。

第百三十三條の二第三項第四号	該当しなくなつたとき又は同号口に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号口に掲げる場合に該当しなくなつたとき	該当しなくなつたとき
----------------	---	------------

第百三十四條第一項の表第九十九條の項に次の二項を加える。

第九十九條の三	令第四十三條の二第一項第一号から第四号まで	令第四十三條の二第一項第一号及び第三号
第九十九條の九	令第四十三條の四第一項	令第四十四條第四項

第百三十四條第一項の表第百九條の十及び第百九條の十一の項中「第百九條の十及び第百九條の十一」を「第百九條の十第一項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第百九條の十一 第一項	法第百十五條の二	法第百四十七條の二
第百九條の十一 第二項	令第四十三條の二第三項から第五項まで	令第四十三條の二第三項及び第五項

第百三十四條第二項中「被保険者証」とあるのは「日雇特別被保険者手帳」を「事業所整理記号及び被保険者整理番号」とあるのは「日雇特別被保険者手帳の記号及び番号」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「被保険者」とあるのは「被保険者」と改め、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは「社会保険事務所長等」と、それぞれを削り、「所在地」の下に「又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）を、居所」の下に「又は被扶養者の氏名に変更」と、提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」を加え、「社会保険事務所長等又は指定市町村長」とあるのは「社会保険事務所長等」を「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」に改める。

第五十章第百三十五條の前に次の一条を加える。

（保険料等交付金の額の算定）  
第百三十四條の二 令第四十四條の二第一項に規定する保険料等交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）は、同一の月に年金特別会計の健康勘定において収納された保険料等（同項に規定する保険料等をいう。）の額の合算額（同月に保険料等交付金として交付された額がある場合には、当該交付された額を除く。）から、同月に社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額として年金特別会計の健康勘定から業務勘定に繰り入れられるべき額（同月に当該費用に相当する額として繰り入れられた額がある場合には、当該繰り入れられた額を除く。）を控除した額を交付するものとする。

第百三十五條第一項第一号中「被保険者証の記号及び番号」を「事業所整理記号及び被保険者整理番号」に改め、同条第三項中「政府」を「協会」に改める。

第百三十六條中「健康保険組合」を「被保険者」に改める。

第百三十八條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による納付書は、被保険者の定めるところによる。

第百三十八條第三項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改める。

第百四十一条第一項中「際における住所地（当該請求をしようとする者が当該資格を喪失しないものであるときは、その者の住所地）を管轄する地方社会保険事務局の年金特別会計資金前渡官吏若しくは社会保険事務所の年金特別会計分任資金前渡官吏又は当該資格を喪失した」と及び「である健康保険組合」を削る。

第百四十二条中（「事業主に限る。」）を削る。

第百四十五条第一項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号（健康保険組合が管掌する健康保険の事業主にあつては、被保険者証の記号を含む。）を加え、第五章中同条の次に次の二条を加える。

（協会による保険料の徴収に係る通知）  
第百五十三条の二 法第百八十一条の三第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨  
二 協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる期間  
三 協会が当該滞納者から徴収を行うこととなる保険料の額

（協会による保険料の徴収の認可の申請）  
第百五十三条の三 社会保険庁長官は、令第五十六条の二の規定により法第百八十一条の三第一項の認可を受けようとするときは、協会に保険料の徴収を行わせることとなる日の一月前までに、申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

第百五十四条第一項中「被保険者が定める」を「協会にあつては定款で、健康保険組合にあつては規約で定めなければならない」に改め、同条第二項を削る。

第百五十七条第一号中「第二十七條第一項」を「第七條の三十八第一項（法第二十九條第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「第二十七條第二項」を「第七條の三十八第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（申請書等の回付）  
第百五十七條の二 社会保険事務所長等は、この省令の規定により協会に提出すべき書類の提出を受けた場合においては、遅滞なく、これを協会に回付するものとする。協会が、この省令の規定により社会保険事務所長等に提出すべき書類の提出を受けた場合においても、同様とする。

第百五十九條第一項中「権限のうち」の下に「協会の従たる事務所及び」を、「ただし」の下に「第一号」を加え、第一号を第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法第七條の三十八第一項の規定による権限

第百五十九條第一項第二号中「第二十七條第一項及び第二十九條第一項から第三項まで」を「第二十九條第一項において準用する法第七條の三十八及び法第七條の三十九」に改め、同項第六号中「後段（法第八十五條第九項、第八十五條の二第五項、第八十六條第四項及び第百十條第七項において準用する場合を含む。）を削り、同項第八号中「第百六十條第十項」を「第百六十條第十三項において準用する同条第八項」に改め、同項第九号中「権限」の下に「法第百八十一条の三第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。」を加え、同条第二項中「同項第五号」を「同項第一号、第五号」に改める。

第百六十條中「行政手続等における情報技術の利用に関する法律」を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に改める。

第百七十二條中「社会保険庁長官又は地方社会保険事務局長（以下「承認庁」という。）を「厚生労働大臣」に改める。

第百七十三條、第百七十七條及び第百七十八條中「承認庁」を「厚生労働大臣」に改める。

様式第二号中「高齢者等高齢者の世帯」を「高齢者等高齢世帯」に改める。

様式第三号（表面）を次のように改める。

〒100-0001 東京都千代田区千代田

(表面)

健康保険 被保険者資格取得届  
厚生年金保険

届書コード 200	処理区分	健康保険 被保険者資格取得届 厚生年金保険																									
① 事業所整理記号		② 事業所番号																									
③※ 被保険者整理番号		④ 被保険者の氏名				⑤ 生年月日			⑥ 種別(性別)		⑦ 取得区分		⑧ 基礎年金番号			⑨※ 作成原因	⑩ 資格取得年月日		⑪ 報酬月額		⑫ 通貨によるもの額		⑬※ 標準報酬月額		⑭ 被扶養の有無	⑮※ 強制付帯指定	※ 年金手続の要否
		(フリガナ) (氏) (名)				明1 年 月 日 1 5 大3 昭5 平7			新1 共3 再2 船4								平成 年 月 日		① 円 ② 円 ③ 円		円 千円 円 千円 円 千円		無・有				
⑩ 郵便番号		⑪ 被保険者住所																									
※ 住所コード		フリガナ 都 道 府 県																									
		(フリガナ) (氏) (名)				明1 年 月 日 1 5 大3 昭5 平7			新1 共3 再2 船4								平成 年 月 日		① 円 ② 円 ③ 円		円 千円 円 千円 円 千円		無・有				
⑩ 郵便番号		⑪ 被保険者住所																									
※ 住所コード		フリガナ 都 道 府 県																									
		(フリガナ) (氏) (名)				明1 年 月 日 1 5 大3 昭5 平7			新1 共3 再2 船4								平成 年 月 日		① 円 ② 円 ③ 円		円 千円 円 千円 円 千円		無・有				
⑩ 郵便番号		⑪ 被保険者住所																									
※ 住所コード		フリガナ 都 道 府 県																									
		(フリガナ) (氏) (名)				明1 年 月 日 1 5 大3 昭5 平7			新1 共3 再2 船4								平成 年 月 日		① 円 ② 円 ③ 円		円 千円 円 千円 円 千円		無・有				
⑩ 郵便番号		⑪ 被保険者住所																									
※ 住所コード		フリガナ 都 道 府 県																									

◎◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。

平成 年 月 日 提出

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電 話 ( 局 ) 番

社会保険労務士の提出代行者印

様式第三号(裏面)中「④は、(1)」を「④は、(1)」に「政府」を「全国健康保険協会」に改める。  
 様式第四号(表画)中「健康保険被保険者証の番号」を「被保険者整理番号」に改め、同様式(裏面)中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。  
 様式第五号(表画)中「健康保険被保険者証の番号」を「被保険者整理番号」に改め、同様式(裏面)中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。  
 様式第六号(裏面)中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。  
 様式第七号(表画)を次のように改める。

様式第七号(第二十八条関係)

(表 面)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">届書コード</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2   0   7</td> </tr> </table>	届書コード	2   0   7	<p><b>健 康 保 険</b> <b>厚 生 年 金 保 険</b></p> <p style="font-size: 1.2em;"><b>被 保 険 者 氏 名 変 更 届</b></p>										
届書コード													
2   0   7													
◎記入の方法は裏面に書いてありますからよく読んでください。 ※「印欄」は記入しないでください。	① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号	③ 年金手帳の基礎年金番号	④ 生 年 月 日	⑤ 種 別 (性 別)								
	※ ..... ..... .....	..... ..... .....	..... ..... .....	..... ..... .....	明 1 大 3 昭 5 平 7	年 月 日 1 2 3 5 6 7							
	⑤ 被保険者の氏名 (変更後)	(氏) (フリガナ)	⑥ 変更前の氏名	(氏) (名)	⑦ 備 考								
平成 年 月 日 提出													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業所所在地</td> <td style="width: 70%;">〒 -</td> </tr> <tr> <td>事業所名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業主氏名</td> <td style="text-align: right;">◎</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td style="text-align: center;">( 局 ) 番</td> </tr> </table>						事業所所在地	〒 -	事業所名称		事業主氏名	◎	電 話	( 局 ) 番
事業所所在地	〒 -												
事業所名称													
事業主氏名	◎												
電 話	( 局 ) 番												
<table border="1" style="width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">社会保険労務士の提出代行者印</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%; height: 30px;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">◎</td> </tr> </table>						社会保険労務士の提出代行者印			◎				
社会保険労務士の提出代行者印													
	◎												

様式第七号(裏面)中「健康保険の被保険者証の番号」を「被保険者整理番号」に、「政府」を「全国健康保険協会」に改め、同様式の備考に次の一項を加える。

3：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第八号(表面)中「健康保険被保険者証の番号」を「被保険者整理番号」に改め、「同様式(裏面)中「回収不能届を添付する」を「回収不能の」に、「滅失届を添付する」を「滅失した」に、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

様式第九号(1)(裏面)、様式第九号(2)(裏面)、様式第十号(1)(裏面)及び様式第十号(2)(裏面)

中「返してください。」の次に「ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返してください。」を加え、「下さい。」を「ください。」ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しません。」に改める。

様式第十二号(表面)中「となったとき、被保険者」を「、被保険者」に改める。

様式第十五号(1)を様式第十五号と、「様式第十五号(2)を様式第十五号の二と改める。

様式第十六号の備考及び様式第十七号の備考中「地方社会保険事務局又は社会保険事務所」を「全国健康保険協会」に、「係員」を「職員」に改める。

様式第十九号(1)及び様式第十九号(2)中「健康保険被保険者証の記号」を「事業所整理記号」に改める。

様式第二十号中「郵便局」を「郵便局等」に改める。

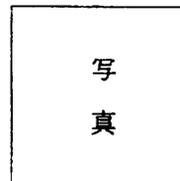
様式第二十一号を次のように改める。

(表 面)

様式第二十一号(第五十七条関係)

健康保険検査証

(法第七条の三十八関係)  
(法第二十九条関係)



写  
真

官職又は職名  
氏 名

( 年 月 日生)

第二百十二条の二 第七条の三十八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十九条 健康保険組合又は連合会が、第十六条第三項(第百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十八の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十八の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>厚生労働大臣、 地方厚生局長又は 地方厚生支局長  印</p> </div>	<p style="text-align: center;">健康保険法（抄）</p> <p>（報告の徴収等）</p> <p>第七条の三十八 厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（報告の徴収等）</p> <p>第二十九条 第七条の三十八及び第七条の三十九の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、同条第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第二十九条第一項において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （省略）</p>
--	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第二十二号（裏面）中「第二十七条第二項」を「第七条の三十八第二項」に改める。

様式第二十三号（裏面）中「第二十七条第二項」を「第七条の三十八第二項」に、「第二十七条第三項」を「第七条の三十六第三項」に改める。

様式第二十四号（裏面）及び様式第二十五号（裏面）中「第二十七条第二項」を「第七条の三十八第二項」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「政府」を「全国健康保険協会（以下「協会」という。）」に改める。

第二条第二項、第十条第一項、第十五条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の五第一項及び第二十一条第二項中「政府」を「協会」に改める。

第二十一条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項次に次の一項を加える。

2 事業主が、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の二の規定による届出をしたときは、あわせて、前項の届出をしたものとみなす。

第二十一条第二項中「政府」を「協会」に改める。

第二十五条の二第二項中「政府」を「協会」に改め、「健康保険又は」の下に「政府の管掌する」を加える。

様式第六号（表面）中「健康保険被保険者証の記号」を「事業所管理記号」に改める。

様式第七号（表面）を次のように改める。

厚生労働省 (第15号送付)

(表面)

健康保険 被保険者資格取得届  
厚生年金保険

届書コード	処理区分
200	0

① 事業所整理記号 ② 事業所番号

③ 被保険者整理番号 ④ 被保険者の氏名 ⑤ 生年月日 ⑥ 種別(性別) ⑦ 取分 ⑧ 基礎年金番号 ⑨ 作成年度 ⑩ 資格取得年月日 ⑪ 標準報酬月額 ⑫ 標準報酬額 ⑬ 保険料の額 ⑭ 保険料の額 ⑮ 保険料の額

⑯ 保険料の額 ⑰ 保険料の額 ⑱ 保険料の額

⑲ 保険料の額 ⑳ 保険料の額 ㉑ 保険料の額

㉒ 保険料の額 ㉓ 保険料の額 ㉔ 保険料の額

㉕ 保険料の額 ㉖ 保険料の額 ㉗ 保険料の額

事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話

平成 年 月 日 提出

社会保険労務士の提出代行者印

①記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。

様式第十号の二(裏面)中「健康和愛の被保険者の印」を「被保険者健康印」に、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

様式第十一号(表面)中「健康和愛被保険者の印」を「被保険者健康印」に改め、同様式(裏面)中「回戻不能印を捺す所」を「回戻不能の」に、「喪失届を捺す所」を「喪失した」に、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

様式第三十一号中「郵便局」を「郵便局等」に改める。  
(保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正)

第三条 保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和二十二年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「附して」を「付して」に、「管轄地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。

第二十四条の表第十条の項中「管轄地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。  
(保険薬局及び保険薬剤師費担当規則の一部改正)

第四条 保険薬局及び保険薬剤師費担当規則(昭和二十二年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「附して」を「付して」に、「管轄地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。

第十一条の表第七条の項中「管轄地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。  
(指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。

第二十八条第二項中「当該利用者の居住地を管轄する地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。  
(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「職業別健康印」を「職業別健康記印」に、「健康和愛被保険者の印」を「被保険者健康印」に改める。

附 則  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。  
(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際に、第二条の規定による改正前の健康保険法施行規則の規定によりされている申請、届出その他の行為でこの省令の施行の日においてこれらの行為に係る健康保険事業の事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における改正後の健康保険法施行規則の規定の適用については、改正後の健康保険法施行規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 全国健康保険協会の最初の事業年度の第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二条の八に規定する報告については、同条中「毎月の事業状況を翌月末日までに」とあるのは、「各月の事業状況を協会の最初の事業年度の終了後遅滞なく」とする。  
(様式に関する経過措置)

第四条 この省令による改正前のそれぞれの省令の様式(督促状及び健康保険検査証を除く)は、当分の間、この省令による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前のそれぞれの省令の様式による督促状及び健康保険検査証は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

○厚生労働省令第五十号  
日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の一部の施行及び日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十年政令第三百七号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十年九月三十日 厚生労働大臣 舩添 要一  
日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令  
(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七十四条、第七十六条及び第七十九条」を「第七十四条第一項第一号、第七十六条第一項第二号及び第七十九条第二号」に改める。

第六十七条中「第七十四条」を「第七十四条第一項第九号」に改める。

第七十四条中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項の規定による申請書及び書類の提出は、当該事業所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を經由して行うものとする。

第七十六条中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 第七十四条第一項の規定は、前項の申出書の提出について準用する。

第七十七条中「第七十四条第一号」を「第七十四条第一項第一号」に改める。

第七十八条中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 第七十四条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第百五十九条第一項中「のうち協会の従たる事務所及び健康保険組合の指導及び監督に係るもの」を「(協会の主たる事務所の指導及び監督に係るものを除く。)」に改め、「第五号」の下に「第五号の三、第六号の三」を加え、同項第五号中「第二項」の下に「これらの規定を法第百四十九条において準用する場合を含む。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

五の二 法第六十三条第三項第二号、第六十四条、第六十九条ただし書、第八十条、第八十一条及び第八十二条の規定による権限

五の三 法第七十三条(法第七十八条第二項、第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。及び第七十八条第一項(法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。))の規定による権限

第百五十九条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 法第八十八条第一項の規定による指定の権限並びに法第九十三条及び第九十五条の規定による権限

六の三 法第九十一条及び第九十四条第一項(これらの規定を法第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。))の規定による権限

様式第十二号(裏面)中「、地方厚生出所印、地方社会保険事務局長印又は社会保険事務局長印」を「又は地方厚生出所印」に改める。

様式第二十三号(裏面)及び様式第二十四号(裏面)中「又は地方社会保険事務局長印」を「、地方厚生出所印又は地方厚生出所印」に改める。  
(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条ノ五の次に次の一条を加える。  
第九十八条ノ六 法第九条ノ六第一項ノ規定ニ依リ次ニ掲グル厚生労働大臣ノ権限ハ地方厚生局長ニ委任ス但シ厚生労働大臣当該権限ヲ自行行フコトヲ妨グズ  
一 法第九条ノ三第二項及第三項ノ規定ニ依ル権限  
二 法第二十八条ノ五(法第三十一条ノ二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十八条ノ七第七項、第二十八条ノ八第四項及第二十九条第四項ニ於テ準用スル健康保険法第七十三条及第七十八条第一項ノ規定ニ依ル権限  
三 法第二十九条ノ四第十二項及第三十一条ノ三第三項ニ於テ準用スル健康保険法第九十一条及第九十四条第一項ノ規定ニ依ル権限



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令の一部を改正する命令  
(内閣府・経済産業四)

〔省令〕

- 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務五)
- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(文部科学三〇)
- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一四七)
- 独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)
- 商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産・経済産業六)
- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(経済産業六七)
- 株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令(同六八)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令(防衛七)

〔規則〕

○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則(公正取引委二)

〔告示〕

- 政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件(総務五四三)
- 共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件(同五四四)
- 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件(同五四五)
- 外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件(同五四六)
- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法第六条第一項第四号に規定する総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関を定める件(総務・財務一)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務四五〇)
- 不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(同四五二)
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの輸入数量を告示(財務二七七)
- 平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同二七八)
- 平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示(同二七九)

○物価連動国債の取扱いに関する省令第四条に規定する者を定める件の一部を改正する件(同二八〇)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁二九、三〇)

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する件(文部科学一五三)

○国立大学法人等の業務上の余裕金を運用することができる金融機関を指定する件の一部を改正する件(同一五四)

○独立行政法人国立高等専門学校機構の業務上の余裕金を運用することができる金融機関を指定する件の一部を改正する件(同一五五)

○国立身体障害者リハビリテーションセンターの病院に置く診療科の一部を改正する件(厚生労働四六二)

○国立身体障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件(同四六三)

○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四六四)

○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(同四六五)

○健康保険法等の一部を改正する法律の規定により申請のあった全国健康保険協会の定款、事業計画及び予算について認可した件(同四六六)

○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う社会保険庁関係告示の廃止に関する件(社会保険庁二二)

○保安林の指定をする件(農林水産一四二三)

○平成十七年農林水産省、経済産業省告示第四号の一部を改正する件(農林水産・経済産業二)

○中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき、業種を指定する件(経済産業二〇七)

○工事が完了した件(国土交通一一五六)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同一一五七、一一五九)

○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件(同一一六〇)

○水先人の免許を与えた件(同一一六一)

○独立行政法人環境再生保全機構に係る環境大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件(環境七〇)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

特定保安林の指定について(農林水産省)

特定保安林の指定の解除について(同)

労働 労働 争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

最低賃金の改正決定に関する公示(岩手労働局最低賃金公示一、山形同一、長崎同一)

〔資料〕

閣議決定等事項 (以下次のページへ続く)

四

三

二

一

六

五

四

四

六

七

九

〇

二

二

二

二

三

三

○厚生労働省告示第四百六十五号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

厚生労働大臣 舩添 要一

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一 安定化計画の作成指針(昭和六十三年厚生省告示第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二の四の(二)中「社会保険事務所」を「全国健康保険協会」に改める。

第二 次に掲げる告示の規定中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

一 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条ただし書に規定する厚生労働大臣の指定する医療保険者(平成十一年厚生省告示第百一十号)第一号

二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条に規定する厚生労働大臣の指定する保険者(平成十九年厚生労働省告示第三百九十九号)第一号

三 国民健康保険の国庫負担金の算定等に関する政令附則第九条において準用する前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の指定する被用者保険等保険者(平成二十年厚生労働省告示第二百三十九号)第一号

第三 児童福祉法施行規則第四十九条の二第一号ハの厚生労働大臣が定める組合等(平成十四年厚生労働省告示第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

本則中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、本則に第一号として次の一号を加える。

一 全国健康保険協会

第四 次に掲げる告示の規定中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会が管掌する健康保険」に改める。

一 送出事業主が講ずべき措置に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百五十六号)第二の四

二 受入事業主が講ずべき措置に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百五十七号)第二の八

三 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(平成二十年厚生労働省告示第百五十号)第二の一の二

第五 次に掲げる告示の規定中、「(送)」を「(送)」に改める。

一 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第百二十六号)様式第一及び様式第四

二 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第百二十七号)様式第一

附則

1 この告示は、平成二十年十月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、取り替えて使用することができる。

○厚生労働省告示第四百六十六号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十三条第三項の規定により申請のあった全国健康保険協会の定款、事業計画及び予算について認可したので、同条第六項の規定により、告示する。

平成二十年九月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

○社会保険庁告示第二十二号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成二十年九月三十日限り廃止する。

平成二十年九月三十日

社会保険庁長官 坂野 泰治

一 健康保険法第六十条第十一項の規定に基づき政府が管掌する健康保険の介護保険料率を定める件(平成二十年社会保険庁告示第二号)

二 政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額(平成二十年社会保険庁告示第五号)

三 健康保険法第四十七条第二号に規定する政府が管掌する健康保険の標準報酬月額に関する件(平成二十年社会保険庁告示第八号)

四 平成二十年度における健康保険法第六十条第十一項及び第十二項の規定に基づく政府が管掌する健康保険の特定保険料率及び基本保険料率を定める件(平成二十年社会保険庁告示第十六号)

○農林水産省告示第四百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十年九月三十日

農林水産大臣 石破 茂

一 保安林の所在場所 秋田県北秋田市森吉字森吉沢・字丹瀨沢・字小滝沢・字大印沢・字尻高沢・阿仁比立内字録内沢(以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定の要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字録内沢(次の図に示す部分に限る。)

3 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二号

をすることができる金融機関を指定する件)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月三十日

農林水産大臣 石破 茂

第一号ハ中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

第二 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八條第一項同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。の規定による特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第九十九條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第七條の二第一項(同法第二十四條第一項第七号において準用する場合を含む。の規定による債券を含む。)

○経済産業省告示第二百七号

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第四項第五号の規定に基づき、同号の業種を次のように指定する。

平成二十年九月三十日

経済産業大臣 二階 俊博

1 指定業種

業種名

一 素材生産業、素材生産サービスマ

二 砂・砂利・玉石採取業

三 一般土木建築工業業

四 土木工業業(造園工業業、しゅんせつ工業業及び舗装工業業を除く。)

五 造園工業業

六 しゅんせつ工業業

七 舗装工業業

八 建築工業業(木造建築工業業を除く。)



本業統業管 001567

平成 20 年 10 月 8 日

都道府県基金幹事長 殿

基金本部業務・統計部長

( 公 印 省 略 )

診療報酬等請求書の取り繕い等について (通知)

診療報酬等請求書については、平成 20 年 9 月 30 日付け「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示」(厚生労働省告示第 465 号) (以下「465 号告示」という。) をもって改正されたことに伴い、旧様式の取り繕い及び診療報酬請求書等の編てつ方法を下記とおりにしたので、保険医療機関等からの照会に対応願います。

なお、この取り扱いについては、厚生労働省保険局医療課、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会の了解を得ていることを申し添えます。

記

1 診療報酬等請求書の取り繕い

旧様式の取り繕いについては、465 号告示の附則の 2 において、「この告示の制定前に使用されていたこの告示に規定する様式に相当する様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。」と規定されていることから、当該診療報酬等請求書の各区分の「01 (政)」を「(01 協会)」に訂正することなく読み替えることとしたこと。

2 診療報酬請求書等の編てつ方法

レセプトについては、別紙「診療報酬請求書等の編てつ方法」のとおり診療報酬請求書等の各レセプト区分の「01」区分に、新証分 (8 桁) の上部に旧証分 (4 桁) をとりまとめて編てつすること。

3 関係団体等への連絡

(1) 関係団体等への文書連絡

医師会等及び保険医療機関等に連絡する場合については、支部の実情に応じて、適宜の方法により実施すること。

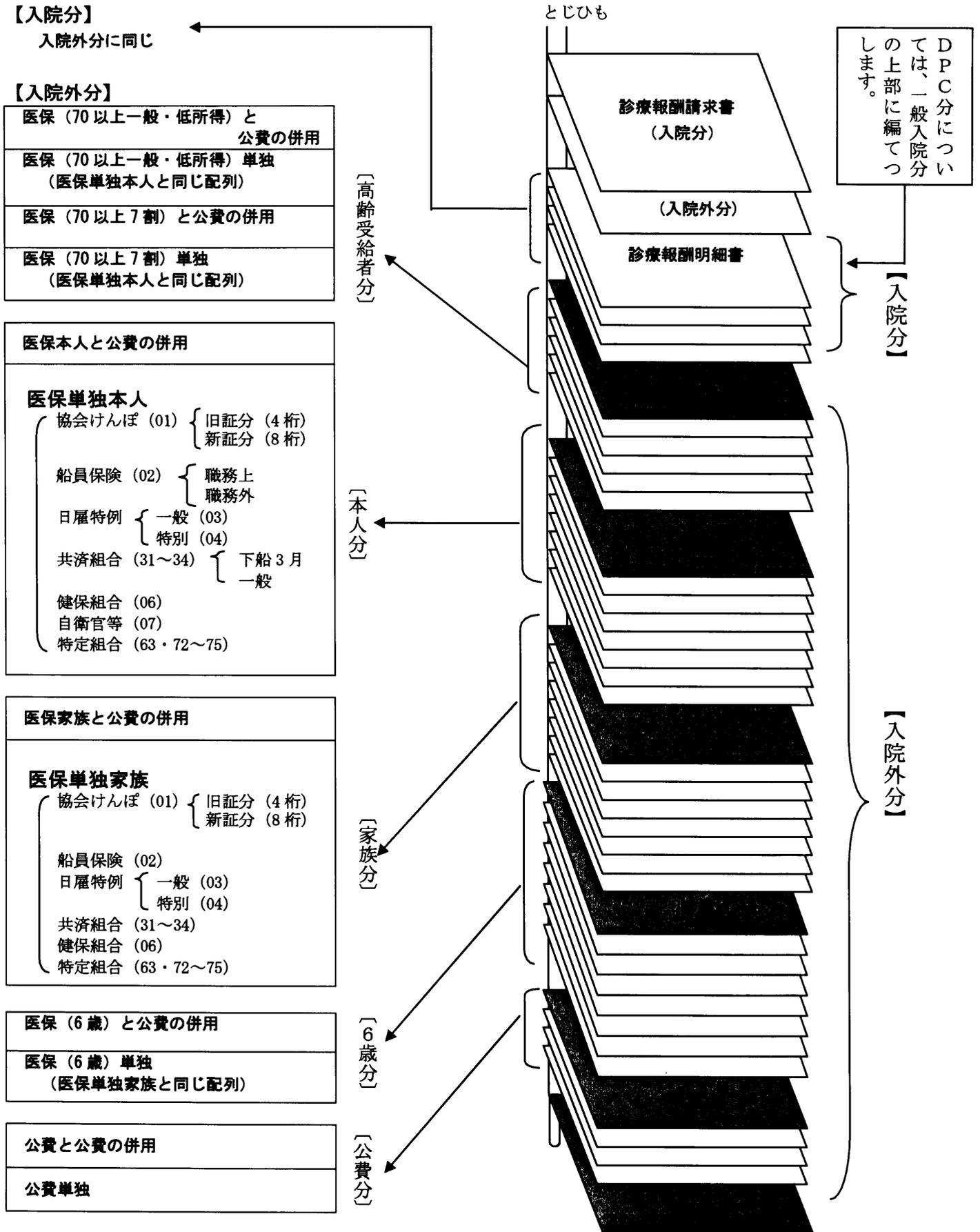
なお、文書により連絡する場合にあっては、別添 1「都道府県医師会等連絡文書例」及び別添 2「保険医療機関等連絡文書例」を参考とすること。

(2) その他

診療報酬等請求書の取り繕い等については、10月10日（金）から支払基金ホームページの「お知らせ」に掲載することとしたので活用すること。

本件に関する問合せ先  
業務・統計部 業務管理課  
阿部、羽田、毛利  
IP TEL. (内線発信番号) + 48 + 756

診療報酬請求書等の編てつ方法（医科）



- (注) 1 診療報酬明細書の編てつ順序は、原則として診療報酬請求書の記載順序とします。
- 2 医療保険単独分の高額療養費長期疾病該当明細書は、入院、入院外ともそれぞれ各管掌の最上部に編てつします。
- 3 「01」の旧証分(4桁)については、「01」区分の新証分(8桁)の上部に編てつします。

【都道府県医師会等連絡文書例】

事 務 連 絡  
平成 20 年 ○ 月 ○ ○ 日

○○○医師会 御中

○○○社会保険診療報酬支払基金

診療報酬請求書の取り繕い等について（お知らせ）

平素、支払基金の業務運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旧様式の取り繕いについては、平成 20 年 9 月 30 日付け厚生労働省告示第 465 号において、請求省令の一部改正が行われ、同告示に「この告示の制定前に使用されていたこの告示に規定する様式に相当する様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。」と規定されたところです。

つきましては、旧様式の取り繕い及び診療報酬請求書等の編てつ方法を下記とおりに対応したいと考えておりますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、各保険医療機関等には、支払基金から連絡することを申し添えます。

記

1 診療報酬請求書等の取り繕い

旧様式については、各区分の「01（政）」を「01（協会）」に訂正することなく読み替えることとします。

2 診療報酬請求書等の編てつ方法等

診療報酬明細書等については、別紙「診療報酬請求書等の編てつ方法」のとおり診療報酬請求書等の各レセプト区分の「01」区分に、新証分（8 桁）の上部に旧証分（4 桁）をとりまとめて編てつされるようお願いいたします。

【保険医療機関等連絡文書例】

事 務 連 絡  
平成 20 年 ○ 月 ○ ○ 日

保険医療機関 各位

〇〇〇社会保険診療報酬支払基金

診療報酬請求書の取り繕い等について（お知らせ）

平素、支払基金の業務運営に関しまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旧様式の取り繕いについては、平成 20 年 9 月 30 日付け厚生労働省告示第 465 号において、請求省令の一部改正が行われ、同告示に「この告示の制定前に使用されていたこの告示に規定する様式に相当する様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。」と規定されたところです。

つきましては、旧様式の取り繕い及び診療報酬請求書等の編てつ方法を下記と  
おり対応したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 診療報酬請求書等の取り繕い

旧様式については、各区分の「01（政）」を「01（協会）」に訂正することなく読み替えることとします。

2 診療報酬請求書等の編てつ方法

診療報酬明細書等については、別紙「診療報酬請求書等の編てつ方法」のと  
おり診療報酬請求書等の各レセプト区分の「01」区分に、新証分（8 桁）の上  
部に旧証分（4 桁）をとりまとめて編てつされるようお願いいたします。



保発第0930002号

平成20年9月30日

地方厚生（支）局長  
地方社会保険事務局長  
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長



「保険者番号等の設定について」の一部改正について

「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日保発第45号）について、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成20年10月1日に施行され、政府管掌健康保険について国とは切り離した新たな保険者である全国健康保険協会が設立されること、及び日本年金機構法（平成19年法律第109号）の一部等が平成20年10月1日に施行され、保険医療機関の指定等に関する厚生労働大臣の権限が地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に移管されることに伴い、別紙のとおり改正し、平成20年10月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

## 1 1の(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。以下「協会管掌健康保険」という。）

協会管掌健康保険の保険者番号については、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の都道府県支部ごとに平成20年9月18日庁保険発第0918001号によって定められた保険者番号をもって協会管掌健康保険の保険者番号とすること。

- (2) 船員保険

船員保険の保険者番号については、船員保険事務を取り扱う社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに、昭和51年6月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する日から使用する被保険者証等の課所名のうえに付する符号一覧」により示された符号をもって船員保険の保険者番号とすること。

- (3) 日雇特例被保険者の保険

日雇特例被保険者の保険の保険者番号については、協会の都道府県支部ごとに平成20年9月18日庁保険発第0918001号により定められた保険者番号をもって日雇特例被保険者の保険の保険者番号とすること。

なお、受給資格者票に記載する保険者番号については、上2桁の法別番号を03と、特別療養費受給票に記載する保険者番号については、04とすることとしているので留意されたいこと。

## 2 4を次のように改める。

- 4 医療機関コード及び薬局コードの設定について

医療機関コード及び薬局コードについては、現在要領と同様の方法により、医療機関又は薬局に設定されている7桁の番号をもってそれぞれ当該医療機関又は薬局の医療機関コード又は薬局コードとされたいこと。

なお、今後の設定における医療機関コード及び薬局コードについては、保険医療機関の指定等の際、別添要領に基づき、地方厚生（支）局長において定められたいこと。

## 3 別添の第1の4を次のように改める。

- 4 保険者（市町村）別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに地方厚生局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

## 4 別添の第1の7を削る。

## 5 別添の第4の2、3及び6を次のように改める。

- 2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、地方厚生（支）局長が定めるものとする。ただし、独立行政法人国立病院機構等の各施設を一般の医療機関等と区別する必要があるとき

は、地方厚生（支）局長において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。

3 医療機関(薬局)番号は、医療機関について、医科にあつては1,000から2,999、歯科にあつては3,000から3,999、薬局にあつては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、地方厚生（支）局長がこれを定めるものとする。ただし、4桁の医療機関(薬局)番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。

なお、医科と歯科が併設される医療機関にあつては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。

6 医療機関等コードの管理は、地方厚生（支）局長において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

6 別表1の(1)中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会管掌健康保険」に改め、「(政)」を「(協会)」に改める。

7 別表3を削る。

(参考)

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保発第45号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>1 保険者番号の設定について</p> <p>(1) <u>全国健康保険協会管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。以下「協会管掌健康保険」という。)</u> <u>協会管掌健康保険の保険者番号については、全国健康保険協会(以下「協会」という。)の都道府県支部ごとに平成20年9月18日庁保発第0918001号によって定められた保険者番号をもって協会管掌健康保険の保険者番号とすること。</u></p> <p>(2) 船員保険 船員保険の保険者番号については、船員保険事務を取り扱う<u>社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)</u> <u>ごとに、昭和51年6月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する日から使用する被保険者証等の課所名のうえに付する符号一覧」により示された符号をもって船員保険の保険者番号とすること。</u></p> <p>(3) 日雇特例被保険者の保険 日雇特例被保険者の保険の保険者番号については、<u>協会の都道府県支部ごとに平成20年9月18日庁保発第0918001号により定められた保険者番号をもって日雇特例被保険者の保険の保険者番号とすること。</u> なお、受給資格者票に記載する保険者番号については、上</p>	<p>1 保険者番号の設定について</p> <p>(1) <u>政府管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)</u> <u>政府管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)</u>の保険者番号については、<u>社会保険事務所ごとに、昭和45年12月21日庁保発第40号、昭和46年7月1日庁保発第12号、昭和47年5月15日庁保発第14号、昭和48年6月11日庁保発第7号、昭和49年6月26日庁保発第12号、昭和50年6月20日庁保発第11号及び昭和51年6月25日庁保発第12号によって定められた社会保険事務所符号をもって政府管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)</u>の保険者番号とすること。</p> <p>(2) 船員保険 船員保険の保険者番号については、船員保険事務を取り扱う都道府県保険課又は社会保険事務所ごとに、昭和51年6月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する日から使用する被保険者証等の課所名のうえに付する符号一覧」により示された符号をもって船員保険の保険者番号とすること。</p> <p>(3) 日雇特例被保険者の保険 日雇特例被保険者の保険の保険者番号については、<u>社会保険事務所ごとに昭和50年3月19日庁保発第2号、昭和50年6月20日庁保発第11号及び昭和51年6月25日庁保発第12号により定められた旧日雇労働者健康保険の保険者符号をもって日雇特例被保険者の保険の保険者番号</u></p>

2桁の法別番号を03と、特別療養費受給票に記載する保険者番号については、04とすることとしているので留意されたいこと。

4 医療機関コード及び薬局コードの設定について

医療機関コード及び薬局コードについては、現在要領と同様の方法により、医療機関又は薬局に設定されている7桁の番号をもってそれぞれ当該医療機関又は薬局の医療機関コード又は薬局コードとされたいこと。

なお、今後の設定における医療機関コード及び薬局コードについては、保険医療機関の指定等の際、別添要領に基づき、地方厚生（支）局長において定められたいこと。

別添

第1 保険者番号

4 保険者（市町村）別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合）にあっては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。

（削除）

とすること。

なお、受給資格者票に記載する保険者番号については、上2桁の法別番号を03と、特別療養費受給票に記載する保険者番号については、04とすることとしているので留意されたいこと。

4 医療機関コード及び薬局コードの設定について

医療機関コード及び薬局コードについては、現在要領と同様の方法により、医療機関又は薬局に設定されている7桁の番号をもってそれぞれ当該医療機関又は薬局の医療機関コード又は薬局コードとされたいこと。

なお、今後の設定における医療機関コード及び薬局コードについては、保険医療機関の指定等の際、別添要領に基づき、都道府県知事において定められたいこと。

別添

第1 保険者番号

4 保険者（市町村）別番号は、政府管掌健康保険及び船員保険にあっては社会保険事務所（船員保険について都道府県保険課が事務を行うことになっている場合）にあっては当該保険課を含む。）ごとに社会保険庁長官が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県知事が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに都道府県知事が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。

7 政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者番号についての特例

政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者番号については、当分の間、前記1及び3にかかわらず、

第4 医療機関コード及び薬局コード

- 2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、地方厚生（支）局長が定めるものとする。ただし、独立行政法人国立病院機構等の各施設を一般の医療機関等と区別する必要があるときは、地方厚生（支）局長において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。
- 3 医療機関（薬局）番号は、医療機関について、医科にあっては1,000から2,999、歯科にあっては3,000から3,999、薬局にあっては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、地方厚生（支）局長がこれを定めるものとする。ただし、4桁の医療機関（薬局）番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。  
 なお、医科と歯科が併設される医療機関にあっては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。
- 6 医療機関等コードの管理は、地方厚生（支）局長において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

別表1 法別番号表  
(1)

区 分	法別 番号	制度の 略称
<u>全国健康保険協会管掌健康保険</u> （日雇特例被保険者の保険を除く。）	01	<u>（協会）</u>

都道府県番号2桁及び保険者（市町村）別番号2桁を組み合わせた4桁の番号をもって保険者番号とするものとし、この場合の都道府県番号は、社会保険事務所の所在地の都道府県ごとに別表3に定める番号とする。

第4 医療機関コード及び薬局コード

- 2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、都道府県知事が定めるものとする。ただし、国立病院、国立療養所等を一般の医療機関等と区別する必要があるときは、都道府県知事において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。
- 3 医療機関（薬局）番号は、医療機関について、医科にあっては1,000から2,999、歯科にあっては3,000から3,999、薬局にあっては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、都道府県知事がこれを定めるものとする。ただし、4桁の医療機関（薬局）番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。  
 なお、医科と歯科が併設される医療機関にあっては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。
- 6 医療機関等コードの管理は、都道府県知事において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

別表1 法別番号表  
(1)

区 分	法別 番号	制度の 略称
<u>政府管掌健康保険</u> （日雇特例被保険者の保険を除く。）	01	<u>（政）</u>

(削除)

別表3 社会保険事務所の所在地都道府県番号表 (政府管掌健康保険)

(略)



保医発第0930008号

平成20年9月30日

地方厚生（支）局長  
地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成20年10月1日に施行され、政府管掌健康保険について国とは切り離れた新たな保険者である全国健康保険協会が設立されること、及び日本年金機構法（平成19年法律第109号）の一部等が平成20年10月1日に施行され、保険医療機関の指定等に関する厚生労働大臣の権限が地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に移管されることに伴い、下記の通知の一部を別添1から別添3のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保医発第82号）の一部改正について

別添2 「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330007号）の一部改正について

別添3 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

- 1 別紙1及び別紙2中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生（支）局長」に改める。
- 2 別紙1のⅡの第3の2（5）を次のように改める。

(5) 「保険者番号」欄について

- ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。
- イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。
- ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> <p style="font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> <p style="font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>
船 員 保 険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> <p style="font-size: small;">(省略して差し支えないこと)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>
国 民 健 康 保 険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

- 2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

- 3 別紙1のⅡの第3の2（16）のイを次のように改める。

イ 同月中に保険種別等の変更があった場合には、その変更があった日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。ただし、政府管掌健康保険から全国健康保険協会管掌健康保険への変更については、診療開始日の変更をしなくても差し支えないものであること。

4 別紙1のⅢの第3の2(5)を次のように改める。

(5) 「保険者番号」欄について

- ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。
- イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下(5)において「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。
- ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>
船員保険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(省略して差し支えないこと)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>
国民健康保険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">⋮</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</div> </div>

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

5 別紙1のⅢの第3の2(16)のイを次のように改める。

イ 同月中に保険種別等の変更があった場合には、その変更があった日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。ただし、政府管掌健康保険から全国健康保険協会管掌健康保険への変更については、診療開始日の変更をしなくても差し支えないものであること。

6 別紙1のⅣの第2の2(5)を次のように改める。

(5) 「保険者番号」欄について

- ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。
- イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下(5)において「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> </div>
船員保険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(省略して差し支えないこと)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> </div>
国民健康保険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> </div>

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

7 別紙2の第2の3を次のように改める。

3 「保険者番号」欄について

- (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。
- (2) 船員保険については、当該被保険者又は被保険者であった者（以下単に「被保険者」という。）及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。
- (3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりであること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> </div>
船員保険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(省略して差し支えないこと)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○ </span> </div>

国民健康保険	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○									
○	○	○	○	○	○									

備考 1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、特段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

8 別添2の第1の4を次のように改める。

4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

9 別添2の第1の7を削る。

10 別添2の第4の2、3及び6を次のように改める。

2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、地方厚生(支)局長が定めるものとする。ただし、独立行政法人国立病院機構等の各施設を一般の医療機関等と区別する必要があるときは、地方厚生(支)局長において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。

3 医療機関(薬局)番号は、医療機関について、医科にあつては1,000から2,999、歯科にあつては3,000から3,999、薬局にあつては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、地方厚生(支)局長がこれを定めるものとする。ただし、4桁の医療機関(薬局)番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。

なお、医科と歯科が併設される医療機関にあつては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。

6 医療機関等コードの管理は、地方厚生(支)局長において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

11 別表1の(1)中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会管掌健康保険」に改め、「(政)」を「(協会)」に改める。

12 別表3を削る。

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330007号）の一部改正について

別紙中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生（支）局長」に改める。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

- 1 別紙中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生（支）局長」に改める。
- 2 別紙のⅡの第2の5を次のように改める。

5 「保険者番号」欄について

- (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官連名通知）以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。
- (2) 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。
- (3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">法別 都道府県 保険者別 検証 番号 番号 番号 番号</p>
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> </div>
船員保険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(省略して差し支えないこと)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> </div>
国民健康保険	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">⋮</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">○</span> </div>

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めがある場合を除き、記載しないこと。

- 3 別添1中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生（支）局長」に改める。

- 4 別添2の(1)中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会管掌健康保険」に改め、「(政)」を「(協会)」に改める。

新旧対照表

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

改正前	改正後
<p>別紙1</p> <p>診療報酬請求書等の記載要領</p> <p>I 一般的事項《略》</p> <p>II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書（医科・歯科、入院・入院外併用）に関する事項（様式第1（1））</p> <p>1～4 《略》</p> <p>5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名、印」欄について</p> <p>(1) 保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険医療機関指定申請の際等に<u>地方社会保険事務局長</u>に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えないこと。</p> <p>《以下略》</p> <p>第2 診療報酬請求書（医科・入院外）に関する事項（様式第1（2））《略》</p> <p>第2の2 診療報酬請求書（医科・歯科）に関する事項（様式第8）《略》</p> <p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）</p> <p>1 診療報酬明細書の記載要領に関する一般的事項《略》</p> <p>2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(1)～(4) 《略》</p> <p>(5) 「保険者番号」欄について</p> <p>ア 設定された保険者番号8桁（<u>政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）</u>については4桁、国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。</p> <p>イ <u>政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）</u>及び船員保</p>	<p>(1) 保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険医療機関指定申請の際等に<u>地方厚生（支）局長</u>に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えないこと。</p> <p>(5) 「保険者番号」欄について</p> <p>ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。</p> <p>イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保</p>

険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

**ウ 日雇特例被保険者の保険については、自県分の場合は、頭初の2欄に法別番号を必ず記載し、他の記載は省略して差し支えないこと。**

**エ** 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

	自県分の場合	他県分の場合								
区分	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
<u>政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）</u>	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(省略して差し支えないこと)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(空欄)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
船員保険	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(省略して差し支えないこと)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
<u>日雇特例被保険者の保険</u>	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(省略して差し支えないこと)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
その他の健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
国民健康保険	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							

険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

**(削除)**

**ウ** 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

	自県分の場合	他県分の場合								
区分	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
健康保険 後期高齢者 医療 退職者医療	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
船員保険	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(省略して差し支えないこと)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
国民健康保険	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号							

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(6)～(12)《略》

(13) 「特記事項」欄について

記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略号	内 容
01～12《略》		
13	先進	<u>地方社会保険事務局長</u> に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合）（この場合にあつては、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「適用」欄の最上部に記載すること。）
14～20《略》		

(14) 「保険医療機関の所在地及び名称」欄について

ア 保険医療機関指定申請の際等に地方社会保険事務局長に届け出た所在地及び名称を記載すること。この場合、所在地とともに、連絡先電話番号を記載することが望ましいものであること。

《以下略》

(15)《略》

(16) 「診療開始日」欄について

ア《略》

イ 同月中に保険種別等の変更があつた場合には、その変更があつた日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。ただし、老人医療から後期高齢者医療への変更については、診療開始日の変更をしなくても差し支えないものであること。

ウ《略》

(17)～(23)《略》

(24) 「投薬」欄について

ア 入院分について

コード	略号	内 容
01～12《略》		
13	先進	<u>地方厚生（支）局長</u> に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合）（この場合にあつては、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「適用」欄の最上部に記載すること。）
14～20《略》		

ア 保険医療機関指定申請の際等に地方厚生（支）局長に届け出た所在地及び名称を記載すること。この場合、所在地とともに、連絡先電話番号を記載することが望ましいものであること。

イ 同月中に保険種別等の変更があつた場合には、その変更があつた日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。ただし、政府管掌健康保険から全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会管掌健康保険」という。）への変更については、診療開始日の変更をしなくても差し支えないものであること。

(ア) 《略》

(イ) 薬剤名、規格単位(%又はmg等)及び投与量を「摘要」欄に記載すること。

ただし、医事会計システムの電算化が行われていないものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関(以下「届出保険医療機関」という。)については、薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合、薬剤名、投与量等を記載する必要はないものとする。

《以下略》

イ～ウ 《略》

(25) 《略》

(26) 「処置」欄又は「手術・麻酔」欄について

ア 《略》

イ 麻酔等(麻酔に伴う前処置を含む。)に伴って薬剤を使用した場合は、《中略》また、処置等に伴って使用した酸素又は窒素の費用を請求する場合は、地方社会保険事務局長に届け出た単価(単位 円・銭)(酸素のみ)及び当該請求に係る使用量(単位 リットル)を「摘要」欄に、手術等において特定保険医療材料等を使用した場合は、「摘要」欄にそれぞれ以下のように記載すること(酸素について、複数の単価で請求する場合は、単価ごとに、単価及び使用量を記載すること。)

a～f 《略》

g 酸素の費用に係る請求については、地方社会保険事務局長に届け出た液化酸素(CE、LGC)、酸素ボンベ(大型、小型)の酸素区分、当該請求に係る単価及び使用量並びに補正率を以下の例により記載すること。

《以下略》

ウ～ノ 《略》

(27)～(37) 《略》

(イ) 薬剤名、規格単位(%又はmg等)及び投与量を「摘要」欄に記載すること。

ただし、医事会計システムの電算化が行われていないものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関(以下「届出保険医療機関」という。)については、薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合、薬剤名、投与量等を記載する必要はないものとする。

イ 麻酔等(麻酔に伴う前処置を含む。)に伴って薬剤を使用した場合は、《中略》また、処置等に伴って使用した酸素又は窒素の費用を請求する場合は、地方厚生(支)局長に届け出た単価(単位 円・銭)(酸素のみ)及び当該請求に係る使用量(単位 リットル)を「摘要」欄に、手術等において特定保険医療材料等を使用した場合は、「摘要」欄にそれぞれ以下のように記載すること(酸素について、複数の単価で請求する場合は、単価ごとに、単価及び使用量を記載すること。)

g 酸素の費用に係る請求については、地方厚生(支)局長に届け出た液化酸素(CE、LGC)、酸素ボンベ(大型、小型)の酸素区分、当該請求に係る単価及び使用量並びに補正率を以下の例により記載すること。

<p>(38) その他 ア～ケ 《略》 コ <u>地方社会保険事務局長</u>に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。 サ～ソ 《略》 (39) 《略》 III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 《略》 IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項 《略》</p>	<p>コ <u>地方厚生（支）局長</u>に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。</p>
<p>別紙 2 <b>診療録等の記載上の注意事項</b></p> <p>第1 一般的事項 《略》 第2 診療録等の記載上の注意事項（共通） 1～2 《略》 3 「保険者番号」欄について (1) 設定された保険者番号8桁（<u>政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）</u>については4桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。 (2) <u>政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）</u>及び船員保険については、当該被保険者又は被保険者であった者（以下単に「被保険者」という。）及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。 (3) <u>日雇特例被保険者の保険については、自県分の場合は、頭初の2欄に法別番号を必ず記載し、他の記載は省略して差し支えないこと。</u></p>	<p>(1) 設定された保険者番号8桁（<u>国民健康保険については6桁</u>）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。 (2) 船員保険については、当該被保険者又は被保険者であった者（以下単に「被保険者」という。）及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。 <u>（削除）</u></p>

(4) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりであること。

区分	自県分の場合	他県分の場合
	<p>法別番号 都道府県番号 保険者別番号 検証番号</p>	<p>法別番号 都道府県番号 保険者別番号 検証番号</p>
政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）	<p>(省略して差し支えないこと)</p>	<p>(空欄)</p>
船員保険	<p>(省略して差し支えないこと)</p>	
日雇特例被保険者の保険	<p>(省略して差し支えないこと)</p>	
その他の医療保険 後期高齢者医療 退職者医療		

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(5) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

4 《略》

第3 診療録の記載上の注意事項《略》

第4 歯科診療録の記載上の注意事項《略》

第5 処方せんの記載上の注意事項

(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりであること。

区分	自県分の場合	他県分の場合
	<p>法別番号 都道府県番号 保険者別番号 検証番号</p>	<p>法別番号 都道府県番号 保険者別番号 検証番号</p>
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療		
船員保険	<p>(省略して差し支えないこと)</p>	
国民健康保険		

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(4) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

<p>1 《略》</p> <p>2 「保険医療機関の所在地及び名称」欄について  保険医療機関指定申請の際等に<u>地方社会保険事務局長</u>に届け出た所在地及び名称を記載すること。</p> <p>3～8 《略》</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 「保険薬局の所在地及び名称」欄について  保険薬局指定申請の際等に<u>地方社会保険事務局長</u>に届け出た所在地及び名称を記載すること。</p> <p>(3)～(4) 《略》</p>	<p>保険医療機関指定申請の際等に<u>地方厚生(支)局長</u>に届け出た所在地及び名称を記載すること。</p> <p>保険薬局指定申請の際等に<u>地方厚生(支)局長</u>に届け出た所在地及び名称を記載すること。</p>
<p>別添1</p> <p style="text-align: center;"><b>診療報酬請求書等一覧表</b></p> <p>《略》</p>	
<p>別添2</p> <p><b>保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領</b></p> <p>第1 保険者番号</p> <p>1～3 《略》</p> <p>4 保険者(市町村)別番号は、<u>政府管掌健康保険及び船員保険</u>にあつては社会保険事務所 (<u>船員保険について</u>地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。) ごとに社会保険庁長官が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県知事が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。) ごとに<u>都道府県知事</u>が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。</p>	<p>4 保険者(市町村)別番号は、<u>協会管掌健康保険</u>にあつては協会の都道府県支部ごとに<u>厚生労働省保険局</u>が、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。) ごとに社会保険庁長官が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。) ごとに<u>地方厚生局</u>が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。</p>

5～6 《略》

7 政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者番号についての特例

政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者番号については、当分の間、上記1及び3にかかわらず、都道府県番号2桁及び保険者（市町村）別番号2桁を組み合わせた4桁の番号をもって保険者番号とするものとし、この場合の都道府県番号は、社会保険事務所の所在地の都道府県ごとに別表3に定める番号とする。

第2 公費負担番号《略》

第3 公費負担医療の受給者番号《略》

第4 医療機関コード及び薬局コード

1 《略》

2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、地方社会保険事務局長が定めるものとする。ただし、独立行政法人国立病院機構等を一般の医療機関等と区別する必要があるときは、地方社会保険事務局長において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。

3 医療機関（薬局）番号は、医療機関について、医科にあつては1,000から2,999、歯科にあつては3,000から3,999、薬局にあつては4,000から4,999の一連番号を上記2の郡市区ごとに、地方社会保険事務局長がこれを定めるものとする。ただし、4桁の医療機関（薬局）番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。

4～5 《略》

6 医療機関等コードの管理は、地方社会保険事務局長において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

(削除)

2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、地方厚生（支）局長が定めるものとする。ただし、独立行政法人国立病院機構等の各施設を一般の医療機関等と区別する必要があるときは、地方厚生（支）局長において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。

3 医療機関（薬局）番号は、医療機関について、医科にあつては1,000から2,999、歯科にあつては3,000から3,999、薬局にあつては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、地方厚生（支）局長がこれを定めるものとする。ただし、4桁の医療機関（薬局）番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。

なお、医科と歯科が併設される医療機関にあつては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。

6 医療機関等コードの管理は、地方厚生（支）局長において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

**別表 1**

**法別番号及び制度の略称表**

(1)

	区 分	法別番号	制度の略称
社会 保 険 制 度	<u>政府</u> 管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)	01	( <u>政</u> )
	船員保険 : 日本私立学校振興・共済事業団	《略》	《略》

(2) ~ (3) 《略》

(1)

	区 分	法別番号	制度の略称
社会 保 険 制 度	<u>全国健康保険協会</u> 管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)	01	( <u>協会</u> )
	船員保険 : 日本私立学校振興・共済事業団	《略》	《略》

**別表 2**

**都道府県番号表**

《略》

(削除)

**別表 3**

**社会保険事務所の所在地都道府県番号表**  
**(政府管掌健康保険)**

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01	石川	34	岡山	59
青森	02	福井	35	広島	60
岩手	03	山梨	36	山口	61
宮城	04	長野	37	徳島	71
秋田	05	岐阜	38	香川	72
山形	06	静岡	39	愛媛	73
福島	07	愛知	51	高知	74
茨城	08	三重	52	福岡	75
栃木	09	滋賀	53	佐賀	76
群馬	10	京都	54	長崎	77
埼玉	11	大阪	41	熊本	78
千葉	12	兵庫	42	大分	79
東京都	21	奈良	55	宮崎	80
神奈川県	31	和歌山	56	鹿児島	81
新潟	32	鳥取	57	沖縄	82
富山	33	島根	58		

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書の記載要領について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330007 号）の一部改正について

改正前	改正後
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>診療報酬請求書の記載要領</b></p> <p>I 一般的事項《略》</p> <p>II 診療報酬明細書（様式第 9）の記載要領</p> <p>1 《略》</p> <p>2 明細書の記載要領に関する事項</p> <p>次に掲げるもののほかは、一般記載要領別紙 1 の II 第 3 の 2 の（1）から（9）まで、（11）から（13）まで、（33）から（35）まで及び（37）から（39）までと同様であること。この場合、入院分と入院外分に係る記載がなされている事項の場合にあつては、入院分の記載に係る例によること。</p> <p>（1） 「保険医療機関の所在地及び名称」欄について</p> <p>① 保険医療機関指定申請の際等に<u>地方社会保険事務局長</u>に届け出た所在地及び名称を記載すること。この場合、所在地とともに、連絡先電話番号を記載すること。</p> <p>《以下略》</p>	<p>① 保険医療機関指定申請の際等に<u>地方厚生（支）局長</u>に届け出た所在地及び名称を記載すること。この場合、所在地とともに、連絡先電話番号を記載すること。</p>

「~~老人訪問看護療養費~~訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）の一部改正について

改正前	改正後
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>訪問看護療養費請求書等の記載要領</b></p> <p>I 一般的事項《略》</p> <p>II 請求書等の記載要領</p> <p>第1 請求書に関する事項（様式第一関係）</p> <p>1～4 《略》</p> <p>5 「訪問看護ステーションの所在地及び名称、指定訪問看護事業者氏名、<b>㊦</b>」欄について</p> <p>(1) 訪問看護ステーションの所在地及び名称並びに指定訪問看護事業者氏名については、事業者の指定申請の際に<u>地方社会保険事務局長</u>に届け出た当該訪問看護ステーションの所在地、名称及び事業者名を記載すること。</p> <p>(2) 《略》</p> <p>6～9 《略》</p> <p>第1の2 請求書に関する事項（様式第三関係）《略》</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四）</p> <p>1～4 《略》</p> <p>5 「保険者番号」欄について</p> <p>(1) 設定された保険者番号8桁（<u>政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）</u>については4桁、国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官連名通知）以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照。</p> <p>(2) <u>政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）</u>及び船員保険</p>	<p>(1) 訪問看護ステーションの所在地及び名称並びに指定訪問看護事業者氏名については、事業者の指定申請の際に<u>地方厚生（支）局長</u>に届け出た当該訪問看護ステーションの所在地、名称及び事業者名を記載すること。</p> <p>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官連名通知）以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照。</p> <p>(2) 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険</p>

については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

**(3) 日雇特例被保険者の保険については、自県分の場合は、頭初の2欄に法別番号を必ず記載し、他の記載は省略して差し支えないこと。**

**(4) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。**

	自県分の場合	他県分の場合																
区分	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号								
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号															
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号															
<u>政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）</u>	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(省略して差し支えないこと)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(空欄)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号								
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号															
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号															
船員保険	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(省略して差し支えないこと)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○				
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号															
○	○	○	○	○	○	○	○											
<u>日雇特例被保険者の保険</u>	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(省略して差し支えないこと)</p>	○	○	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号													
○	○	○	○	○	○	○	○											
その他の健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○											
○	○	○	○	○	○	○	○											
国民健康保険	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>○</td><td>○</td> <td>都道府県 番号</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	法別 番号	○	○	都道府県 番号	○	○	○	○	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>○</td><td>○</td> <td>都道府県 番号</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	法別 番号	○	○	都道府県 番号	○	○	○	○
法別 番号	○	○	都道府県 番号	○	○	○	○											
法別 番号	○	○	都道府県 番号	○	○	○	○											

事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

**(削除)**

**(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。**

	自県分の場合	他県分の場合																
区分	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号								
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号															
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号															
健康保険 後期高齢者 医療 退職者医療	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○											
○	○	○	○	○	○	○	○											
船員保険	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>都道府県 番号</td> <td>保険者別 番号</td> <td>検証 番号</td> </tr> </table> <p>(省略して差し支えないこと)</p>	法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○				
法別 番号	都道府県 番号	保険者別 番号	検証 番号															
○	○	○	○	○	○	○	○											
国民健康保険	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>○</td><td>○</td> <td>都道府県 番号</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	法別 番号	○	○	都道府県 番号	○	○	○	○	<table border="1"> <tr> <td>法別 番号</td> <td>○</td><td>○</td> <td>都道府県 番号</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	法別 番号	○	○	都道府県 番号	○	○	○	○
法別 番号	○	○	都道府県 番号	○	○	○	○											
法別 番号	○	○	都道府県 番号	○	○	○	○											

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

<p>備考1 ○印のものは、必ず記載すること。  2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。</p> <p>6～12 《略》</p> <p>13 「訪問看護ステーションの所在地及び名称」欄について  (1) 事業者の指定申請の際等に<u>地方社会保険事務局長</u>に届け出た当該訪問看護ステーションの所在地及び名称を記載すること。この場合、所在地とともに、連絡先電話番号を記載することが望ましいものであること。  (2) 《略》</p> <p>14～32 《略》</p>	<p>(1) 事業者の指定申請の際等に<u>地方厚生(支)局長</u>に届け出た当該訪問看護ステーションの所在地及び名称を記載すること。この場合、所在地とともに、連絡先電話番号を記載することが望ましいものであること。</p>
<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;"><b>訪問看護ステーションコード設定要領</b></p> <p>1 《略》</p> <p>2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、<u>地方社会保険事務局長</u>が定めるものとする。</p> <p>3 ステーション番号は、「9, 000」から「9, 499」までの一連の番号を2の郡、市及び区ごとに、<u>地方社会保険事務局長</u>がこれを定めるものとする。ただし、4桁のステーション番号のうち、中2桁又は下2桁が「90」となる番号は、欠番とするものとする。</p> <p>4 《略》</p> <p>5 訪問看護ステーションコードの管理は、<u>地方社会保険事務局長</u>において行うものとし、当該ステーションコードの設定又は変更の際には、審査支払機関に対して速やかに連絡するものとする。</p> <p>(別表) 《略》</p>	<p>2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、<u>地方厚生(支)局長</u>が定めるものとする。</p> <p>3 ステーション番号は、「9, 000」から「9, 499」までの一連の番号を2の郡、市及び区ごとに、<u>地方厚生(支)局長</u>がこれを定めるものとする。ただし、4桁のステーション番号のうち、中2桁又は下2桁が「90」となる番号は、欠番とするものとする。</p> <p>5 訪問看護ステーションコードの管理は、<u>地方厚生(支)局長</u>において行うものとし、当該ステーションコードの設定又は変更の際には、審査支払機関に対して速やかに連絡するものとする。</p>

(別添2)

法別番号及び制度の略称表

(1)

	区 分	法別番号	制度の略称
医療 保険 制度	<u>政府</u> 管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)	01	( <u>政</u> )
	船員保険 : 日本私立学校振興・共済事業団	《略》	《略》

(2) ~ (3) 《略》

(1)

	区 分	法別番号	制度の略称
医療 保険 制度	<u>全国健康保険協会</u> 管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)	01	( <u>協会</u> )
	船員保険 : 日本私立学校振興・共済事業団	《略》	《略》

(日本医師会作成)

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府五七)
- 前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(同五八)

### 〔府令・省令〕

- 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務九)
- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・国土交通三)
- 〔省 令〕
- 更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令(法務五六)
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(外務一一)
- 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(同一一)

- 国際協力銀行法第二十六条第一項の実施方針に関する省令を廃止する省令(同一三)
- 国際協力銀行法施行規則及び国際協力銀行の業務方法書の記載事項に関する命令を廃止する省令(外務・財務一)
- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律、株式会社日本政策金融公庫法、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、地方公営企業等金融機構法、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令(財務六一)
- 独立行政法人国際協力機構の財務諸表等の閲覧期間並びに附属明細書及び業務報告書の記載事項に関する省令(同六二)
- 事業運営安定資金事務取扱規則を廃止する等の省令(同六三)
- 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(同六四)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同六五)
- 国民生活金融公庫法施行規則を廃止する省令(財務・厚生労働二)
- 農林漁業金融公庫法施行規則を廃止する省令(財務・農林水産四)
- 農林漁業金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令(同五)
- 中小企業金融公庫法施行規則等を廃止する省令(財務・経済産業七)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働一四八)
- 全国健康保険協会の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同四九)
- 日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同一五〇)

- 株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令(農林水産六〇)
- 種苗法施行規則の一部を改正する省令(同六一)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同六二)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(経済産業六九)
- 中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令(同七〇)
- 国土交通省定員規則の一部を改正する省令(国土交通七九)
- 株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令(同八〇)
- 排水基準を定める省令の一部を改正する省令(環境一一)

### 〔告 示〕

- 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件(内閣府・財務五)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法を定める件(同六)
- 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件(同七)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(同八)
- 独立行政法人通則法の規定に基づき内閣総理大臣及び農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を定める件の一部を改正する件(内閣府・農林水産一)

- 国際協力機構債券の発行に係る基本方針の提出日を定める件(外務・財務一)
- 外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件(財務二八一)
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件(同二八二)
- 各都道府県共同募金会が平成二十年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件(同二八三)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特惠鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特惠鉱工業産品等及び月を告示する件(同二八四)
- 予算決算及び会計令第百条の三第二号に規定する財務大臣の指定する金融機関を指定する件の一部を改正する件(同二八五)
- 株式会社日本政策金融公庫法施行令第二十三条第一項に規定する主務大臣の定める日を定める件(同二八六)
- 株式会社日本政策投資銀行の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件(同二八七)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○所得税法別表第一一号の表独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件(同二八八)

○法人税法別表第二一号の表独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件(同二八九)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第三の注(8)の規定に基づき主務大臣が定める外国法人を定める件(同二九〇)

(同二九〇)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(3)の規定に基づき主務大臣が定める銀行等以外の者を定める件(同二九一)

(同二九一)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(4)及び(5)の規定に基づき主務大臣が定める期間を定める件(同二九二)

(同二九二)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(6)の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件(同二九三)

(同二九三)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(9)の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件(同二九四)

(同二九四)

○国民生活金融公庫が備える会計帳簿を定める件を廃止する件(財務・厚生労働一)

(財務・厚生労働一)

○農林漁業金融公庫法第三十一条の主務大臣の指定する債権を定める件等を廃止する件(財務・農林水産三四)

(財務・農林水産三四)

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件(同三五)

五

五

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件(同三六)

(同三六)

○独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件(同三七)

(同三七)

○株式会社商工組合中央金庫法その他の政策金融改革関係法令の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業基盤整備業務に係る独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の主務大臣の指定する有価証券及び金融機関の一部を改正する件(財務・経済産業三)

(財務・経済産業三)

○日本政策投資銀行法第二十三条第二項の規定に基づき、日本政策投資銀行の投融資指針の届出日を定める告示等の廃止を定める告示(財務・国土交通五)

(財務・国土交通五)

○平成十五年厚生労働省告示第三百一十一号(中小企業退職金共済法第七十七条第一項の厚生労働大臣の指定する有価証券、金融機関及び不動産を指定する件)の一部を改正する件(厚生労働四六七)

(厚生労働四六七)

○診療報酬の算定方法の一部を改正する件(同四六八)

(同四六八)

○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(同四六九)

(同四六九)

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(同四七〇)

(同四七〇)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同四七一)

(同四七一)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同四七二)

五

五

○厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(同四七三)

(同四七三)

○入院時食事療養費に係る生活療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四七四)

(同四七四)

○入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件(同四七五)

(同四七五)

○訪問看護療養費に係る訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(同四七六)

(同四七六)

○訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件(同四七七)

(同四七七)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同四七八)

(同四七八)

○健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件(同四七九)

(同四七九)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四八〇)

(同四八〇)

○株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係告示の整理に関する件(農林水産一四二四)

(農林水産一四二四)

○独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件(同四二五)

(同四二五)

五

五

○独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件(同四二六)

(同四二六)

○独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人森林総合研究所に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件(同四二七)

(同四二七)

○株式会社日本政策金融公庫法、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する件(経済産業二〇八)

(経済産業二〇八)

○平成十五年国土交通省告示第九十四号の一部を改正する件(国土交通一一六二)

(国土交通一一六二)

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同一一六三)

(同一一六三)

○建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件(同一一六四)

(同一一六四)

○道路に関する件(九州地方整備局一一六、一一七)

(九州地方整備局一一六、一一七)

○都市計画に関する件(同一一八)

(同一一八)

○都市計画に関する件(沖繩総合事務局三六、三七)

(沖繩総合事務局三六、三七)

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十年司法試験(新司法試験)合格者(司法試験委員会)

〔資料〕

国庫歳入歳出状況(平成十九年度平成二十年七月分)(財務省)

五

五

五

五

十九 平成十九年四月一日農林水産省告示第八号(農林漁業金融公庫法別表第一の第一号)の(三)の資金を指定する件)

二十 平成二十年四月一日農林水産省告示第十号(農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号)の三の資金を指定する件)

○財務省告示第三十七号 農林水産省告示第三十七号 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第三十五号(独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件)の一部を次のように改正し、平成二十年九月一日から施行する。

財務大臣 中川 昭一 農林水産大臣 石破 茂 第二号ハ中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

○財務省告示第三号 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)その他の政策金融改革関係法令の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業基盤整備業務に係る独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の主務大臣の指定する有価証券及び金融機関(平成十六年財務省告示第五号)の一部を次のように改正する。

財務大臣 中川 昭一 経済産業大臣 二階 俊博 第二号(一)中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

この告示は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(平成二十年十月一日)から適用する。

○国土交通省告示第五号 平成二十年九月三十日 財務大臣 中川 昭一 国土交通大臣 金子 一義 一 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十三条第二項の規定に基づき、日本政策投資銀行の投融資指針の届出日等を定める総務省告示(平成十一年九月大蔵省告示第四号)を改正し、平成二十年九月一日から適用する。

○厚生労働省告示第四百六十七号 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の施行に伴い、及び中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十七条第一項の規定に基づき、平成十五年厚生労働省告示第三百二十一号(中小企業退職金共済法第七十七条第一項の厚生労働大臣の指定する有価証券、金融機関及び不動産を指定する件)の一部を次のように改正し、平成二十年九月一日から適用する。

平成二十年九月三十日 厚生労働大臣 舩添 要一 一の題名を付する。 中小企業退職金共済法第七十七条第一項の厚生労働大臣の指定する有価証券、金融機関及び不動産 第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

五 株式会社商工組合中央金庫 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第百四十九条において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年九月一日から適用する。

第六号の次に次の一号を加える。 七 別表第一から別表第三における届出については、届出を行う保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

別表第一から別表第三までの規定中「~~診療報酬~~」を「~~診療報酬~~」に改める。 ○厚生労働省告示第四百六十九号 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)の一部を次のように改正し、平成二十年九月一日から適用する。

平成二十年九月三十日 厚生労働大臣 舩添 要一 一の三の次に次のように加える。 四 届出については、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。 第二から第四までの規定中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改める。

○厚生労働省告示第四百七十一号 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年九月一日から適用する。

平成二十年九月三十日 厚生労働大臣 舩添 要一 別表の5の表中「~~診療報酬~~」を「~~診療報酬~~」に改める。 別表の6の表中「~~診療報酬~~」を「~~診療報酬~~」に改める。

○厚生労働省告示第四百七十二号 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第三号及び厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年九月一日から適用する。

平成二十年九月三十日 厚生労働大臣 舩添 要一 第一項第二号イ中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に改める。 第一項第二号ロからニまでの規定中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改める。

第一の三の次に次のように加える。 四 届出については、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。 第二から第四までの規定中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改める。

○厚生労働省告示第四百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第四項(同法第八十五條第九項、第八十五條の二第五項、第八十六條第四項、第九十條第七項及び第九十四條第九項において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四條第四項(同法第七十四條第十項、第七十五條第七項及び第七十六條第六項において準用する場合を含む)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養(平成十八年厚生労働省告示第四百二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

第二号中「地方社会保険事務局長」を、「当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長」に改め、同号中「届け出た場合」の下に「当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の分室がある場合は、当該分室を経由して届け出た場合」を加える。

○厚生労働省告示第四百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五條第二項(同法第四十九條において準用する場合を含む)及び第八十五條の二第二項(同法第四十九條において準用する場合を含む)並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十四條第二項及び第七十五條第二項の規定に基づき、入院時食費療養費に係る食費療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

本則を本則第一号とし、本則に次の一号を加える。

二 別表第一の1及び第二の1における届出については、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という)に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

○厚生労働省告示第四百七十五号

入院時食費療養費に係る食費療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)の規定に基づき、入院時食費療養費及び入院時生活療養費の食事の提供たる療養の基準等(平成十六年厚生労働省告示第二百三十八号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

第一号の(四)中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という)」に、同号(四)から同号(七)までの規定中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改める。

○厚生労働省告示第四百七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八條第四項(同法第四十九條において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十八條第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

別表通則1の1の注2中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」と改める。

○厚生労働省告示第四百七十七号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十七号)の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成十八年厚生労働省告示第二百三十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

第一の1のイ中「地方社会保険事務局長を、地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という)」に改める。

○厚生労働省告示第四百七十八号

保険医療機関及び保険医療担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)第二条の六、第五条の四第一項、第十一條の三及び第二十一條第九号ただし書、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号)第二条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第二条の六、第五条の四第一項、第十一條の三及び第二十五條の四の規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

第一第四号中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という)」に改める。

○厚生労働省告示第四百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五條第四項第一号の規定に基づき、健康保険法第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成十年厚生省告示第二百十号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

第二第一号(三)を次のように改める。

○厚生労働省告示第四百八十号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)別表6及び14の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数(平成二十年厚生労働省告示第九十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

別表中「医療法人 藤西厚生会 松波総合病院」を「社会医療法人藤西厚生会 松波総合病院」、「医療法人厚生会 木沢記念病院」を「社会医療法人厚生会 木沢記念病院」に改める。

○厚生労働省告示第四百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五條第四項第一号の規定に基づき、健康保険法第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成十年厚生省告示第二百十号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

第二第一号(三)を次のように改める。

○厚生労働省告示第四百八十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五條第四項第一号の規定に基づき、健康保険法第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成十年厚生省告示第二百十号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

第二第一号(三)を次のように改める。

○厚生労働省告示第四百八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五條第四項第一号の規定に基づき、健康保険法第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成十年厚生省告示第二百十号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

別表中「医療法人 藤西厚生会 松波総合病院」を「社会医療法人藤西厚生会 松波総合病院」、「医療法人厚生会 木沢記念病院」を「社会医療法人厚生会 木沢記念病院」に改める。



保医発第0930005号  
平成20年9月30日

地方厚生（支）局長  
地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」等の適用等について

本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（厚生労働省告示第468号）等（以下「改正告示」という。別添1改正告示一覧参照。）が公布され、平成20年10月1日から適用されることである。

改正告示の内容等については以下のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、支払審査機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

## 1 改正告示の内容

現在、保険医療機関等が地方社会保険事務局に対して行っている診療報酬の施設基準に係る届出、入院時食事療養及び入院時生活療養に係る届出、訪問看護療養費に係る届出等（以下「届出等」という。）については、平成20年10月1日以降、届出等を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に対して行うものとする。また、当該所在地を管轄する地方厚生（支）局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

## 2 改正告示に伴う届出等の取扱いについて

### (1) 平成20年10月より前に行われた届出等の取扱いについて

改正告示の適用前に地方社会保険事務局長に対してされている届出等については、改正告示適用後は、適用後の関係告示に基づき、地方厚生（支）局長に対してされたものとみなすものとする。

### (2) 平成20年10月における施設基準等の届出に関する手続きについて

診療報酬等の算定に必要な保険医療機関等の届出時における要件審査等の業務について、地方社会保険事務局から地方厚生（支）局への移管を円滑なものとするため、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305002号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306010号）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年保医発第0308009号）について、別紙2のとおり改正し、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

改正告示一覧

- 1 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第468号）
- 2 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第469号）
- 3 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第470号）
- 4 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第471号）
- 5 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第472号）
- 6 厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件（厚生労働省告示第473号）
- 7 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第474号）
- 8 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第475号）
- 9 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第476号）
- 10 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第477号）
- 11 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第478号）
- 12 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第479号）

- 1 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305002号）の第2の7中「同月1日に遡って算定することができるものとする。」を「同月1日に遡って算定することができるものとする。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。」に改める。
- 2 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）の第2の7中「同月1日に遡って算定することができるものとする。」を「同月1日に遡って算定することができるものとする。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。」に改める。
- 3 「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発0306010号）の第2の7中「同月1日に遡って算定することができるものとする。」を「同月1日に遡って算定することができるものとする。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。」に改める。
- 4 「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年保医発第0308009号）の第2の7中「同月1日に遡って当該療養費を算定すること。」を「同月1日に遡って当該療養費を算定すること。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。」に改める。

(参考)

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(平成20年3月5日保医発第0305002号)の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p>第2 届出に関する手続き</p> <p>7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。</p>	<p>第2 届出に関する手続き</p> <p>7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。</p>

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(平成20年3月5日保医発第0305003号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>第2 届出に関する手続き</p> <p>7 4に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。<u>また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。</u></p>	<p>第2 届出に関する手続き</p> <p>7 4に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。</p>

「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」  
(平成18年3月6日保医発0306010号)の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p>第2 届出に関する手続き</p> <p>7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出にかかる当該療養費を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月30日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。<u>また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。</u></p>	<p>第2 届出に関する手続き</p> <p>7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出にかかる当該療養費を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月30日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。</p>

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」  
(平成14年保医発第0308009号)の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p>第2 届出に関する手続き</p> <p>7 当該届出に係る算定に当たっては、各月の月末までに受理したものはその翌月から、月の最初の開庁日に受理した場合は、当該月の1日から当該療養費を算定すること。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え、届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って当該療養費を算定すること。<u>また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。</u></p>	<p>第2 届出に関する手続き</p> <p>7 当該届出に係る算定に当たっては、各月の月末までに受理したものはその翌月から、月の最初の開庁日に受理した場合は、当該月の1日から当該療養費を算定すること。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え、届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って当該療養費を算定すること。</p>